

神奈川県町村会からの「令和6年度 県の施策・
予算に関する要望」に係る対応状況

令和6年3月

神奈川県

目 次

I 重点要望

1 地方分権と地方創生の一層の推進.....	1
2 防災・防犯対策の充実強化.....	7
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進.....	14
4 保健・医療・福祉対策の充実強化.....	22
5 子ども・子育て支援政策の推進.....	30
6 産業の振興及び観光施策の推進等.....	33
7 都市基盤等の整備促進.....	36
8 教育施策の推進.....	42

II 地域要望

1 三浦半島地域要望.....	48
2 湘南地域要望.....	50
3 足柄上地域要望.....	53
4 足柄下地域要望.....	62
5 愛甲地域要望.....	70
6 水源地域要望.....	73

I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

＜要望事項＞

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県が現在、取り組まれている自治体間の広域連携を円滑に進められるよう、調整、支援の役割を引き続き推進するとともに、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題に対しても、その役割を果たすこと。

《対応状況》【政策局】

市町村が人口減少・超高齢社会において、限られた行政資源を有効活用しつつ、今後も住民ニーズに的確に対応していくためには、広域連携など様々な手法を活用していくことが有効です。

そのため、引き続き町村の御意見を伺いながら、広域自治体として、自治体間の調整について支援をしていきます。

また、補完的な取組として、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、「権限移譲のあり方」、「専門人材の確保等」及び「公共施設の老朽化対策」についても引き続き取組を進めていくとともに、新たな課題に対しても広域自治体としての役割を果たすべく、適宜、取組を検討していきます。

＜要望事項＞

イ マイナンバーカードの利便性向上を推進する中で、必要となる人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの取得を推進するうえで、個人情報保護への配慮等のカードに係る安全性や、カードを用いて税情報等の幅広い個人に関する情報を閲覧できるマイナポータルの安全性についても十分周知するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【総務局】

県では、マイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けた各種取組を推進するためには必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うことを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

また、マイナンバーカードやマイナポータルを含むマイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

＜要望事項＞

ウ 国が進める自治体DX推進計画の実現に向け、町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うことで、住民の利便性における地域間格差が生じないよう、町村がDX推進計画を策定するにあたっては、県はデジタル人材の派遣に加え、町村の意向を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。

《対応状況》【政策局・総務局】

市町村のデジタル人材については、これまで、県のデジタル人材を派遣してほしいとの要望に基づき、職員交流システムを活用し、即戦力となる県の情報部門で経験を積んだ職員を派遣

してきました。

今後、市町村における課題やニーズを丁寧に把握し、この結果を基に、外部人材の活用について、県と市町村の連携による協働事業化を目指します。

＜要望事項＞

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけるとともに、国の統計情報提供の現状を町村へ情報提供をすること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集利用できるよう、早期の公表に努めること。

《対応状況》【政策局】

統計情報の利活用における利便性の向上については、都道府県統計連絡協議会を通じて、従来から「統計データの有効活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っています。

県としては、国の「統計データのオープン化の推進・高度化」における調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の見直しの状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望していくとともに、情報共有を密にしていきます。

なお、都道府県統計連絡協議会（令和5年6月）の要望に対し、国は令和5年7月21日に「総務省は、調査設計における地域別表章の限界には留意した上で、統計情報提供の充実に努めてまいりたい。農林水産省は、農林業センサス及び漁業センサスでは、従来から市町村別、農業集落別、漁業地区別といった小地域統計を作成しており、引き続き可能な限り小地域統計公表を継続していきたい。経済産業省は、令和3年経済センサス-活動調査において、「立地環境特性別統計編」の作成といった地域表章の充実を予定している。」と回答しています。

また、本県が行っている統計調査について、例えば人口及び世帯に係る統計調査の結果の月報については、当月の県内データを取りまとめ、その月末に公表を行うなど、速やかに公表を行っています。

今後とも、御要望を踏まえ、早期の公表に努めています。

＜要望事項＞

オ ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等を始めようとし、また、国もその推進を図っていることから、二拠点それぞれの保育園の在籍を可能とする保育園の二重在籍を実現できるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めることを、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

主な生活拠点とは別の市町村において、一時的に子ども保育所等に預ける必要が生じた場合には、国のガイドラインのとおり、一時預かり事業の利用により御対応いただきたいと考えます。

＜要望事項＞

カ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とするとともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないよう、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

また、現在、各市町村が個別に連携協定を締結している状況を踏まえ、県が一つの枠組みを提示し、宣誓要件の相違の有無に問わらず、導入市町村が一同に連携できる広域的な仕組みづくりを検討すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県としては、当該制度は婚姻届の受理をはじめ、戸籍に関する事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えています。このことから、平成31年1月に「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」を立ち上げるなど、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討している市町村の支援に努め、令和5年7月時点で県内全ての市町村で導入されました。

引き続き県では、「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」等において、情報共有や相互利用の実態を把握するなど、各自治体の連携の支援に努めています。

＜要望事項＞

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、全国知事会等を通じて国に要望しています。

なお、令和6年度税制改正においては現行制度が維持されることとなりました。

＜要望事項＞

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすくするとともに、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

固定資産税は、固定資産の保有と提供される行政サービスとの間に存在する応益関係に着目して所有者に課される財産税であり、税源の偏在が少なく、税収の変動が小さく安定的な基幹税として、自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっています。

そのため、引き続きその安定的な確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないよう、全国知事会等を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、引き続き、国へ要望すること。

《対応状況》【政策局】

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてきましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっています。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や取得価格方式、平米単価方式の検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に働きかけています。

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっていますので、その政策目的の合理性、政策

手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当支給割合の超過を理由とした特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた町村における喫緊の課題である職員の処遇改善を阻害することから減額措置を廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

特別交付税の減額措置については、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等も活用し、地方交付税の算定方法を改善すべき意見として、市町村の要望を取りまとめていく中で引き続き国に伝えていきます。

＜要望事項＞

イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、観光客の増加に伴う観光関連の財政需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

観光地における財政需要については、普通交付税の清掃費において、入湯税納税義務者数を算定の基礎数値として、ごみ処理に係る経費が密度補正により措置されており、また、特別交付税においても、観光立国にかかる経費が措置されているところです。

しかしこれら以外にも、観光地における特有の行政需要が生じており、また、観光客数の増加に伴う需要の拡大が見込まれることから、市町村の御協力もいただきながら、観光地の需要への適切な財政措置の必要性を国に求めていきます。

また、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保についても、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようするため、地方交付税の法定4税の法定率の引き上げ等により地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債を廃止し、本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しています。

今後も御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

《対応状況》【政策局】

市町村自治基盤強化総合補助金の予算については、市町村からの要望を踏まえ確保しているところですが、可能な限り早期に交付決定できるよう努めています。

〈要望事項〉

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、自治体が位置づけた「（仮称）地方版総合戦略」の事業推進にあたっては、引き続き、各地域県政総合センター等を窓口として、町村とも連携することで地方創生の相乗効果を生み出すなど、事業を推進すること。

また、町村が策定した「（仮称）地方版総合戦略」に掲げる取り組みを推進するため、十分な予算を確保し、町村が柔軟に活用できるよう補助金制度等の運用を図るとともに必要な支援を行うこと。

《対応状況》【政策局】

総合戦略の推進に当たっては、町村と連携して、柔軟な発想で取組を推進していくとともに、地域活性化の取組など、町村と連携して事業を推進していきます。

また、町村が策定した総合戦略に掲げる取組の推進については、デジタル田園都市国家構想交付金が活用できるよう、内閣府の担当官を招いて相談会を実施するなどの支援を行います。

町村の地方版総合戦略に位置付けられた事業を推進するため、市町村自治基盤強化総合補助金の「地方創生推進事業」を平成28年度に創設し、地方創生に資する事業を幅広く対象としていますが、より有効に活用いただけるよう、令和3年度に下限基準額を廃止しました。

今後も町村の御意見を伺いながら、制度の在り方を検討していきます。

〈要望事項〉

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけます。

《対応状況》【政策局】

基金の積み立ては、財政運営上、年度間調整するための手段です。基金残高が増加していることをもって、地方財政計画の歳出削減の理由にならないよう、地方財政計画の歳出の見積りに当たっては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保するよう、引き続き国に働きかけていきます。

〈要望事項〉

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算基準とするよう、引き続き国に働きかけます。

《対応状況》【政策局】

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正において、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しが行われたところですが、今後もその性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて国に要望していきます。

＜要望事項＞

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新型コロナウイルス感染症や新感染症及び災害時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力によらず、実情に即した必要な額を措置するよう引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

新型コロナウイルス感染症や経済情勢等への対応については、地方自治体に対し必要な財政措置を講じるよう、国に強く要望しています。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）について、県では、これまで国に対して、県独自に、また、全国知事会及び関東地方知事会を通じて、さらには、東京都、千葉県及び埼玉県の知事と連携するなどして、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、更なる増額とともに、臨時交付金の算定に当たっては、財政力にかかわらず、地域の実情に即した必要な額を措置することなどについて要望を行ってきたところです。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況や経済情勢等を踏まえ、地方自治体が必要とする額の確保について、引き続き機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の級地区分決定にあたっては、隣接する自治体との支給割合に大きな格差が生じないよう、地域手当の指定基準を見直すよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地域手当制度に関しては、県内一律の最低賃金との関係から支給率が低すぎると思われる団体があることから、機会をとらえて国に地域の実情を伝え、見直しを働きかけてきましたが、令和5年8月に実施された人事院勧告の「公務員人事管理に関する報告」の中で、現在は市町村単位としている級地区分の設定を広域化するなど大きく調整方法に見直すという骨格案が示されました。

今後、国において具体的な検討作業が進められることになりますが、新たな級地区分や支給率について、地域の実情に応じ適切に設定されるよう、引き続き、機会をとらえて、国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(11) 県税徴収取扱費の見直し

賦課徴収環境の充実を図るべく、個人県民税に係る徴収取扱費が町村の賦課徴収業務に要する経費の実情を踏まえたものとなるよう、地方税法施行令第8条の3の改正について国へ働きかけること。

《対応状況》【総務局】

総務省実施の課税状況調べを基に、県内各市町村の個人県民税の賦課徴収に要する費用を試算したところ、現行の徴収取扱費の額（納税義務者一人当たり3,000円）を下回っていることから、地方税法施行令第8条の3の改正を国へ働きかけることは考えていません。

2 防災・防犯対策の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直すとともに、定められる対策を関係自治体と連携し、着実に推進するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、国に対して、地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実強化を図るよう要望しています。

なお、県西部地震については、温泉地学研究所が地震・地殻変動の観測と地震像解明に向けた調査研究活動を行っており、引き続き地震観測体制の充実を図るとともに、国へ要望しています。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱」には「課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていく」と記載されており、県は全国知事会を通じ、防災におけるDXの推進を含めた、大規模災害への対応力強化に向けた提言を国に行っています。

＜要望事項＞

イ 改定された神奈川県水防災戦略に基づき、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、位置づけられた施策を関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、令和5年3月に、近年の水害に関わる政策環境の変化を踏まえた「神奈川県水防災戦略」の改定を行いました。

これまで「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」を目標として重点的に進めてきた対策に加え、本改定により、流域治水の考えに基づいた事業を位置付けるなど、引き続き、関係機関とともに、計画的に風水害対策を推進していきます。

＜要望事項＞

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保と、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするよう見直しを行うこと。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう、引き続き国へ働きかけていきます。

また、国道1号など国が管理する国道における無電柱化の推進については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、今後も引き続き働きかけていきます。

なお、市町村自治基盤強化総合補助金においては、耐震診断や補強工事を直接対象としたものではありませんが、長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減する事業や町村等が地域の実情に応じて実施する施設整備事業を対象に補助を実施しています。

＜要望事項＞

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけるとともに、原因者から、財政支援が得られるような新たな制度を創設することを、国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう、引き続き国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県が管理する海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を行い、その結果、必要に応じて修繕などを行う「予防保全」の考え方を基に、適切な維持管理に努めています。

＜要望事項＞

カ 近年の異常気象による土砂崩れなどで被災した道路運送法に基づく一般自動車道などの重要な道路については、私道であっても地域の経済を支える重要な道路や生活道路となっていることもあるため、公私を問わず、早期復旧に向けた柔軟な財政等の支援を講ずることを、国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

一般自動車道の被災時における早期復旧に向けた支援について、財政的支援は、一般自動車道の事業者が加盟する日本観光自動車道協会が希望していないことから、県は、国への働きかけは行わないこととしています。

なお、事業者等から早期復旧に向けた支援の要請があった場合には、県は、技術的支援等を行っていきます。

＜要望事項＞

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保にも努めること。

また、補助対象となる「機能強化」に施設や設備機器等の更新も加えるなど、拡充を図ること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」を平成28年度に創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化してきました。今後も引き続き予算の確保に努めていきます。

また、補助対象事業の目的に沿った機能強化を伴う施設（消防団拠点施設や広域化に伴う消防署所等）の改修や設備機器等の更新についても補助対象としていますので、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援していきます。

＜要望事項＞

イ　自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催すること。

また、技術者が不足する自治体で、迅速かつ適正に調査・評価ができるよう、内閣府が発出している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、職員が現場で迅速に活用できる簡便なマニュアルを作成することや、専門職員を派遣する支援制度を構築することを国へ強く働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、県内市町村の罹災証明事務担当者及び平成29年度に「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結している神奈川県土地家屋調査士会を対象に、内閣府派遣講師による「住家の被害認定調査研修会」を行っています。

また、現場に持参できる電子情報としてのマニュアルは、既に内閣府のホームページに掲載されています。

さらに、全国知事会や九都県市の相互応援、総務省の応急対策職員派遣制度等により、被害認定調査・罹災証明書発行業務の経験がある職員及び神奈川県土地家屋調査士会会員を派遣できる体制を整えています。

＜要望事項＞

ウ　災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう財政支援を国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、消防救急デジタル無線で対象となっている「機能強化を伴う更新」について、緊急防災・減災事業債にデジタル化した防災行政無線も同様に対象となるよう、対象事業の拡大や新たな補助制度の創設を国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

エ　避難者への健康管理上の配慮等により、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、引き続き早期実現に向け、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

避難先となる宿泊施設の借上げ等に係る地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度の創設や、災害救助法が適用とならない災害でも十分な財政措置を行う仕組みを検討することを、令和5年7月に全国知事会を通じて国に要望しました。

＜要望事項＞

オ 住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、強く国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて災害救助法の見直しを行うことを令和5年7月に全国知事会を通じて国に要望しました。県は、引き続き、災害発生のおそれの段階からの災害対策本部の設置や災害救助法の適用といった早めの措置が講じられるよう、体制の整備に努めます。

＜要望事項＞

カ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ車については、講習受講による準中型免許取得ではなく、従来どおり、普通免許で運転が可能となるような制度を構築するよう、国へ働きかけること。

また、消防職員についても中型免許以上の取得が負担とならないよう適切な支援制度を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

消防吏員に対する準中型免許取得に係る支援については、消防組織法に定められた市町村消防の原則に基づき、まずは市町村において支援制度を講ずるべきと考えます。

なお、消防団員の準中型免許取得に対する支援の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう国に働きかけていきます。

また、消防庁では、消防団車両について、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5t未満の消防ポンプ自動車の無償貸付を行う等の対応をしているところです。

＜要望事項＞

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご付消防自動車及び消防救急無線設備の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債及び交付税措置の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・くらし安全防災局】

県では「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

また、県の財政支援は、政策推進の観点から、新たな整備や増備、機能強化に関するものとし、保守点検や維持管理経費については補助対象外としています。

なお、地方債に関して、消防救急無線設備等については、施設整備と一体的に行うものであれば地方債の活用が可能となる場合がありますので、御相談ください。

消防指令センターやはしご付消防自動車の整備等については、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債等による財政措置や消防防災施設整備費補助金による財政支援を御活用ください。

交付税措置の拡充については、必要に応じて、国へ働きかけていきます。

＜要望事項＞

(3) 施設の耐震化の促進

社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準100%の目標を早期に達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」の対象範囲拡充を行うとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に創設するよう国へ強く働きかけること。また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けることも併せて要望すること。

《対応状況》【政策局】

緊急防災・減災事業債については、令和3年8月から災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受け入れ、災害応急対策に係る施設が対象に追加されました。

しかしながら、災害発生時に庁舎は業務継続のための重要な拠点となることから、そのための財政支援については、県としても機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア　道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防災力強化支援事業に基づく防犯カメラの設置に対しては、補助対象や補助金額の増加を図りながら令和6年度以降も引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、国に対し、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度を創設するよう継続して提案しているところです。

県では、令和4年度が最終年度となっていた防犯カメラの設置支援を見直し、令和5年度から、同設置支援を、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューに追加し、事業を継続しましたが、この際、対象事業に市町村の直接実施事業を、対象経費に機能強化を伴う更新や契約満了時に所有権を移転するリースを追加するなど補助対象の拡充を行いました。

また、補助対象の拡充に合わせ、防犯カメラ1台当たりの補助上限額を4万円から10万円（ソーラー型は15万円）に引き上げるとともに、令和4年度に1,000万円であった予算を令和5年度は3,000万円に引き上げ、市町村地域防災力強化事業費補助金を増額しました。

県では令和6年度も当初予算として3,000万円を措置し、支援の継続及び充実に努めています。

＜要望事項＞

イ　登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、新たな財政的支援措置を講ずることを国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局・県土整備局・教育局】

防犯灯については、市町村が地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しています。

また、県教育委員会では、令和元年度に「『登下校防犯プラン』に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検」に基づき、県内の全公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の通学路の安全点検の状況を取りまとめ、対策が必要な箇所がある学校数等を国へ

報告しているところです。

なお、県では、社会資本整備総合交付金について、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望しており、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 防犯灯については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政的支援措置を講ずることを、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、安全安心まちづくりを推進するため、防犯に関する広報啓発や、自主防犯活動団体への支援などのソフト面の取組及び防犯カメラの普及促進をはじめとしたハード面の取組の両面から、幅広く防犯対策を実施しています。

特に効果・ニーズが高い防犯カメラの普及促進については、財源に限りがある中で、県の役割やニーズを踏まえ財政支援を実施するとともに、国に対しても、財政支援措置について働きかけを行っているところです。

防犯灯については、市町村が地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識していますので、御要望には添えませんが、県では、今後も幅広く防犯対策を実施し、安全安心まちづくりを推進していきます。

＜要望事項＞

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要であり、統合により交番が廃止となった地域においては、従来の交番機能を有し、機動力を活かしたアクティブ交番を配備するなど、引き続き行うこと。

さらに、警察官の増員など関連する予算についても併せて措置を講ずるよう、引き続き国へ強く働きかけること。

《対応状況》【警察本部】

県警察では、平成31年3月に策定した「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づく交番統合後の治安対策の一つとして、アクティブ交番を導入しています。

アクティブ交番は、駅前、公園、商業施設などの地域住民が要望している多くの人が集まる場所において、定期的かつ計画的に交番を開設し、遺失届・拾得届の受理、各種相談への対応や通学路における児童の見守り活動、車両の機動力を活かしたパトロールなど、制服警察官の姿を見せる活動を行っています。

今後についても地域住民の要望や治安情勢などを踏まえ、開設場所や開設時間の見直しなどを行い、アクティブ交番をより効果的に活用できるように工夫し、地域の安全・安心感を高めています。

また、令和6年度は定年引上げに伴う新規採用数の確保を図るため、警察官の増員がされました。今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応していきます。

＜要望事項＞

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋に対する支援制度の検討を国へ強く働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域に指定された場合、市町村において土砂災害ハザードマップの作製・周知等のソフト対策を推進していただいているが、建築物に対する構造規制等の法的規制がないため、建築物に対する支援制度は考えていません。

なお、土砂災害特別警戒区域については、建築物の構造規制等の法的規制が適用されており、その一方で、既存不適格住宅の移転又は土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修に対しては、市町村が補助金を交付する場合、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用することができます。

＜要望事項＞

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

《対応状況》【警察本部】

県民の安全・安心を確保するため、信号機等交通安全施設を必要な場所へ設置し適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めるとともに、信号機等交通安全施設のライフサイクルコストの低減や効率的かつ迅速な予算執行にも引き続き取り組んでいきます。

今後も道路標示補修に必要な予算を確保できるように取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(8) 「小規模な倉庫」の床面積要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫等小規模な倉庫については、倉庫本体の費用のほかに、建築確認申請にかかる費用が生じてしまうことから、地域の防災力の向上に資する規模で、その設置が容易に可能となるよう、必要な支援を検討するとともに、国に対しても、支援の働きかけを行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

建築基準法では、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを建築物と定義し、建築しようとする工作物が建築物に該当する場合は、同法が定める基準に適合させる必要があります。

しかしながら、小規模な倉庫については、平成27年2月に国土交通省から「外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」を建築物に該当しないものとする旨の技術的助言が発出され、県所管区域では、防災備蓄倉庫で「奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が5m²以内」のものを小規模な倉庫として、建築物に該当しないものとして取り扱っています。

したがって、この規模の上限を超えるものは建築確認申請が必要となります。

＜要望事項＞

(9) 大規模盛土造成地等の安全点検

近年の異常気象により起こりうる豪雨の影響が懸念されることから、宅地をはじめとする盛土箇所や大規模盛土造成地について、引き続き、現地確認及び点検を行い、調査の結果を町村と情報共有すること。また、対策工事が必要となった場合の技術的支援や財政的支援の制度を構築すること。

《対応状況》【県土整備局】

県の「土砂の適正処理に関する条例」に基づき許可した盛土については、定期的に監視パトロールを実施し、現地にて土砂埋立行為等の状況を確認しています。引き続き、監視パトロールを実施し、盛土の状況を把握していくとともに、問題のある盛土であると判断された場合には、速やかに関係町村へ情報共有させていただきます。

また、町村の求めに応じ、適宜技術的助言を行うとともに、国の交付金等についても迅速な情報提供に努めています。

県では、毎年、降雨期の6月と9月に土木事務所及び所管区域内市町村の宅地開発関係職員とともに「宅地造成等の防災パトロール」を実施し、造成工事中の宅地造成地の防災措置等の点検を行い、認識の共有を図っているところです。

なお、既存の大規模盛土造成地について、大雨時に防災上の懸念がある等の連絡が地元市町村や周辺住民からあった場合は、現地確認を行うなど、地元市町村との情報共有に努めます。

また、調査が必要な箇所は引き続き調査を継続するとともに、対策工事が必要となった場合には、技術的支援や国の補助制度の活用支援を行っていきます。

＜要望事項＞

(10) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

《対応状況》【県土整備局】

県のパトロール等で把握した盛土については、関係する町村と情報共有を図っていきます。

また、町村の求めに応じ、適宜技術的助言を行うとともに、国の交付金等についても迅速な情報提供に努めています。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

＜要望事項＞

(1) 自然環境の保全

ア　近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、神奈川県の貴重な資源である温泉の源も地下水であり、この地下水を保全するためにも森林整備が不可欠である。「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」は令和8年度までとなっていることから、それ以降においても引き続き実施し、この施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識し、水源地が抱える課題に対して、積極的な支援策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

治山事業における災害防止対策については、山地の崩壊や土砂流出の危険性の高い地区を山

地災害危険地区に設定し、必要な山地災害の予防対策に取り組むとともに、崩壊地や荒廃した溪流の復旧対策及び森林整備も優先度の高いところから計画的に実施しています。

さらに、令和元年東日本台風など、近年、大きな災害が頻発していることから、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

また、令和9年度以降の取組については、かながわ水源環境保全・再生大綱の期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源の在り方も含め、施策の方向性を整理していきます。

＜要望事項＞

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

《対応状況》【環境農政局】

山地災害の防止と被害地の早期復旧については、被害の程度や優先度等を踏まえ、計画的に実施しています。整備財源については、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

なお、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の特別対策事業として、第3期から水源林基盤整備事業に取り組んでおり、水源保全地域内において、崩壊地の拡大や森林土壌の流出を防ぐため、土壌保全対策を推進しています。

小規模治山事業及び水源林基盤整備事業については、令和6年度においても、引き続き予算を措置しました。

＜要望事項＞

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）については、交付金充当可能額を満たす予算を確保すること。

《対応状況》【政策局・環境農政局】

市町村事業推進交付金については、県の緊急財政対策の取組として、市町村の創意工夫の促進と事務の効率を図る観点から複数の補助金を統合して創設されたものであり、交付金総額の枠内で市町村が主体的に各事業に配分できるものです。

また、令和5年度から令和7年度の外形標準方式による配分額については、令和4年度に定めており、その中で対象事業全体の所要額を確保しています。

＜要望事項＞

エ 砂の減少により岩肌の露出が見受けられる海浜において、養浜・サンドリサイクル等を効果的に行い、安全な状態を保つこと。

特に、海水浴場として開設する海浜など、多くの利用が想定される海浜については、重点的に行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県では、平成23年度に策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を令和3年度に改定し、当該計画に基づき、海岸の特性に応じた養浜を主体とした侵食対策を実施しています。

今後も引き続き、砂浜の回復等に取り組んで、安全な海浜を保全していきます。

＜要望事項＞

オ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデの蔓延防止を図るため、担当部署を明確にし、生息域の把握に努め、具体的な対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止を図るためには各地域が主体となって行うことが効果的であり、自然環境保全課では、県ホームページ等で生態や対策方法等の情報提供を実施し、必要に応じてアドバイザー派遣制度など技術的支援に努めています。

＜要望事項＞

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を引き続き行うよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

森林経営管理法により創設された森林経営管理制度については、県の普及指導担当とサポートセンターが連携し、個別相談や研修会等の開催を通じて、引き続き、支援を行うとともに、必要に応じて国への働きかけも行なっています。

＜要望事項＞

イ 森林環境譲与税については、森林面積割合などについて、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながるよう見直すことを国へ働きかけること。

また、森林整備及びその促進を図る支援制度を充実させるとともに、森林環境譲与税が有効に活用できるよう県内市町村間における木材利用や人材育成等が円滑に実施できるための広域支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

森林環境譲与税に係る譲与基準の見直しについては、森林整備をはじめとする市町村の計画的な取組に支障が生じることのないよう令和5年10月20日に国へ要望しました。

また、かながわ市町村林政サポートセンターを通じて、木材利用を進める都市部の市町と山側の市町村との意見交換や森林環境譲与税の取組に関する情報交換会を行うなど、引き続き都市部とのマッチングを図っています。

併せて、人材育成についても現場での技術的な指導や研修会などを開催し、市町村職員の技術レベルの向上を図っていくほか、市町村の求めに応じ、人材バンクでの技術者のあっせんも行なっています。

＜要望事項＞

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自の政策として初期投資への助成を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

地方公共団体による再生可能エネルギー設備の導入については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」や「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」及び「脱炭素推進事業債」の支援対象になっているので、こ

うした国の支援制度を積極的に活用していただきたいと考えています。

手続きの簡素化については、県では全国知事会を通じて、国に対して「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」や「脱炭素推進事業債」の一層の運用改善の提言をしています。

なお、県の補助金として市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 再生可能エネルギー設備等及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図るため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより柔軟に活用できるよう脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業における認定要件の緩和及び、地方自治体に多大な財政負担が生じないよう交付率の見直しの実施を国へ働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度をさらに充実させること。

《対応状況》【環境農政局】

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」に係る運用の改善については、県では全国知事会を通じて、国に対して同主旨の提言を提出しています。

また、再生可能エネルギー設備の設置者負担額については、住宅向けには「共同購入事業」及び「0円ソーラー」により、事業所向けには「自家消費型補助」及び「共同購入事業」により軽減を図っており、こうした制度を拡充した上で、引き続き実施します。

省エネルギー設備等の設置者負担額については、中小規模事業者に対する「省エネ設備導入支援補助」や、一般家庭に対する「既存住宅の省エネ改修補助」により、設置者の負担軽減を図っています。

＜要望事項＞

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の共同策定のマッチングなど、町村の脱炭素に向けた取組については、改定される「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけ、支援を充実させること。

《対応状況》【環境農政局】

県は、令和5年度中に改定を予定している「神奈川県地球温暖化対策計画」において、県の役割として、市町村や事業者などの取組の後押しと県庁自らの率先実行を位置付けています。

また、同計画では、「脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進」を施策体系に盛り込み、脱炭素の意識向上に取り組むこととしています。

＜要望事項＞

エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるものの、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等が懸念されるため、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響を鑑み、県は条例を制定し、太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関して必要な事項を定め、地域環境との調和を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

太陽光発電設備等に限らず、市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、神奈川県土地利用調整条例によって、法令に基づく許認可の前に知事と土地利用に関する調整を行うことを義務付けているほか、令和4年5月に「宅地造成等規制法」が「盛土等規制法」に改正され、今後、新たに指定される規制区域内においては、宅地に限らず、一定規模以上の盛土・切土等が規制対象となります。

また、固定価格買取制度を活用する太陽光発電設備等については、国へ事業計画を申請し認定を受ける必要があり、認定に当たっては、適切な保守点検や維持管理、関係法令の遵守などが審査されます。

なお、太陽光発電設備を含め、一定規模以上の開発については、環境影響評価制度等の適切な運用により、環境保全の見地から適切な配慮をします。

このように、太陽光発電設備等の設置については、現行の様々な制度により対応していますので、新たな条例の制定等は現時点では考えていません。

＜要望事項＞

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況（農作物被害や生活被害のほか、森林の植生劣化等）を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大している、ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

各地域の実情にあった実効性のある対策については、地域県政総合センターごとに設置している地域鳥獣対策協議会を軸に推進していくとともに、かながわ鳥獣被害対策支援センターが市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策の提案、実施に向けた支援、情報発信等を行っていきます。

なお、かながわ鳥獣被害対策支援センターの人員配置については、業務の内容や活動の効果を検証した上で検討していきます。

ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、市町村との連携のもと目標達成に向け取り組んでいきます。

＜要望事項＞

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策について、国はジビエ活用の有無によって支援策が異なるが、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性もあることから支援策の差異を見直すよう国へ強く働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

ジビエ活用について国は「被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用し、農山村の所得に変える取組が重要」としており、支援策の差異は、捕獲従事者の負担の大小によるものではなく、ジビエ活用を推進するために設けられています。

現行の施策の見直しについて国へ働きかける予定はありませんが、鳥獣被害対策を継続していくため、これまで同様、国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算の確保を国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

《対応状況》【環境農政局】

ツキノワグマの生息数の把握については、令和4年度から予算化して、ツキノワグマの生息数推定に必要なDNA情報を得るための体毛採取を目的とした調査を開始しています。

また、対策については「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度

が高い箇所について、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供しました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、フンなどを用いたDNA分析による個体の情報の収集や対策への活用のノウハウを市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がされるよう支援していきます。

＜要望事項＞

工 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は事業がスタートした平成27年度以降ほとんど変わっていなかったため、単価の見直しを行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金にて措置している鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険について、全額措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

さらに、令和3年度から国の捕獲活動経費の単価を補完する制度が、県において創設されたが、令和5年度までの時限措置とせず、令和6年度以降も引き続き支援する制度とすること。

《対応状況》【環境農政局】

国の鳥獣被害防止総合対策交付金に係る捕獲活動経費の単価の見直しについては、内容を確認させていただいた上で、必要に応じて国へ要望していきます。

また、鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険等の交付率は定額（10分の10）ですので、積極的な活用をお願いします。

さらに、県による有害鳥獣捕獲奨励補助金は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の時限を設定し措置したものですが、この間、被害額は減少するなどの成果はあがったものの、依然として高水準にあることから、今後、効果検証を行うとともに、捕獲がより円滑に進む取組を検討していきます。

なお、イノシシの捕獲において、豚熱対策の一環として防疫対策が求められるようになるなど、捕獲の担い手の負担が増加しているため、捕獲の担い手支援の観点から、令和6年度についてはイノシシを対象とした捕獲奨励補助金を継続していきます。

＜要望事項＞

（5）廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

また、ごみの広域処理に必要な施設の整備については、町村支援の観点から、県としても整備を実施する町村に対する助成制度を検討すること。

《対応状況》【政策局・環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

ごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備については、範囲を限定せずにすべて交付対象とすることを国に要望しています。

なお、ごみの広域処理に必要な施設の整備について、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 町村は、プラスチックに係る資源循環等に関する法律において、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされているが、再商品化を促進するためには、再資源化業者の確保が必要であるため、県として主導するとともに、町村の再資源化先の安定的確保について支援すること。

《対応状況》【環境農政局】

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で定められた、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の努力義務に関する市町村への技術的支援として、県は再資源化業者の確保状況を含めた各市町村の取組状況や検討状況を把握するとともに、市町村が参加する意見交換の場を設け、課題や先行事例の情報共有を図っていきます。

また、廃棄物処理業の団体などとも連携し、市町村のニーズを踏まえた情報提供や助言なども行っていきます。

＜要望事項＞

(6) 墓地等の経営の許可等に関する指針の策定

県の規則において、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、行政界に設置される可能性もあるため、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すこと。

《対応状況》【健康医療局】

墓地等の経営は、風俗習慣、宗教活動、各地域の地理的条件等に依存し、一律的な基準による規制がなじみ難いことから、県においてすべての町村域に距離規定に係る指針を示すことは困難であり、また、これまでの県の規制緩和等の経緯を踏まえると、適当でないものと考えます。

なお、県では「事務処理の特例に関する条例」により、町村への権限移譲が可能な事務としていますので、事務の移譲を受け、納骨堂の需要や地域の宗教的慣習、都市計画との調整等を考慮した上で、各町村が地域の実情に合った形の規制を行うことが望ましいと考えます。

＜要望事項＞

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音や低空飛行による脅威を感じることが予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

軍用機等の騒音問題については、一義的には、自衛隊機を運用し、また日米安全保障条約によって基地を提供している国の責任において対応すべきものと考えます。

硫黄島での米軍の空母艦載機着陸訓練の情報など、国から提供を受けた情報についてはホームページ等で県民に周知していますが、基本的に、米軍機及び自衛隊機に関する飛行運用など、騒音につながる具体的な情報は、県を始め地方自治体には、国からは提供されていません。

そこで、基地関係市と連携し、激しい騒音の発生が予想される米軍機の飛行について、国の責任において適時、的確な情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うことや、航空機騒音の苦情について国が責任を持って直接対応することなどを国に要望しており、引き続き求めています。

また、騒音軽減措置の緊急時を除く遵守の義務づけについても、国に要望しており、引き続

き求めていきます。

＜要望事項＞

イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるエンジン付きパラグライダーの騒音等に関する法的規制がなく、住民から騒音に対する意見が寄せられている町村もあることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量の規制や検査、飛行可能な地域の設定等について、実態を調査把握し、必要な制度の検討を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

今回の要望に係る騒音に関する事案への対応については、県においても把握している事例が少なく、現状では制度の構築による対応が適切かどうか判断できないことから、まずは、具体的な状況をお知らせください。

＜要望事項＞

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局・国際文化観光局・福祉子どもみらい局・健康医療局】

医療については、異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、神奈川県外国人医療推進検討会議において、関係団体・自治体と連携し必要な支援体制について協議していくほか、医療通訳制度の充実を図ります。制度の充実に当たっては、先行自治体等の制度との融合を図るとともに、医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための制度の創設など、外国籍県民に関する医療体制を整備することを、引き続き国へ働きかけていきます。

また、福祉サービス等については、日本での安全・安心な生活や就労のために必要な情報を掲載した「生活・就労ガイドブック」の内容の拡充や、外国人向けの防災に関する普及啓発の推進、24時間相談対応が可能となるような体制整備を図るなど、都道府県国際交流推進協議会を通じて国に要望しました。

なお、医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備に関する情報については、速やかに市町村に情報提供します。

＜要望事項＞

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止にあたっては、県主導で対策を講ずるほか、伐採等に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

県では、ナラ枯れ被害対策ガイドラインにおいて対策の基本的な考え方を示し、このガイドラインに基づき対策を行う市町村に対し、調査や技術的助言をしています。

また、ナラ枯れ被害の防除対策として、国の森林病害虫等防除事業費補助金を活用し、市町村に交付助成しています。

令和4年度からナラ枯れによる被害量が減少に転じましたが、引き続きしっかりと対応できるように財源確保に努めています。

なお、県から国に対して、地方自治体に対する財政支援を要望した結果、令和6年度からナラ枯れ被害のまん延を防止するための森林の若返りや樹種転換を進めるメニューが新設されたことから、県では市町村が本メニューを緑地においても活用できるように支援していきます。

また、森林環境譲与税を活用して、緑地におけるナラ枯れ対策を行っている市町村もありますので、こうした取組を情報提供していきます。

＜要望事項＞

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などにおいて発生している、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合は、保健福祉事務所の職員が聞き取り調査や現場調査を実施して事実確認を行っているが、当該調査や指導の結果について、当該施設の所在町村との情報共有を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

住宅宿泊事業の届出住宅及び旅館業法に規定される簡易宿所について、騒音やゴミ出し等の問題が発生した場合には、それぞれの事業者が自ら対応することとなっています。

このため、県では問題発生の都度、その状況を把握しているわけではありませんが、届出住宅は「住宅宿泊事業監視指導要領」に基づき、また、簡易宿所は旅館業法の規定に基づき、保健福祉事務所の職員が立入検査等を行い、事業者への聞き取り等により、適正な運営がされているか確認をしています。

立入検査等の結果、違法民泊の疑い又は他の法令に関係する可能性がある場合には、地域連絡会を開催するなど、市町村、警察署、消防署等の関係機関との連絡を密に行い、連携して必要な指導を行っています。

＜要望事項＞

(11) 地盤沈下状況把握のための水準測量への支援の充実

隔年で実施する行政区域内の水準測量の事業実施にあたっては、市町村地盤沈下補助金の交付対象となり、その補助率は「1/3以内」とされているが、ここ数か年の交付実績は「1/5～1/6」に割り落としされていることから、補助率の上限の補助金額を交付すること。

《対応状況》【環境農政局】

市町村地盤沈下調査補助金については、県内の地盤沈下現象の実態を把握するため、事業継続しているところです。今後も市町村における調査継続に資するよう、必要な予算の確保に努めています。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

《対応状況》【健康医療局】

医師確保について、県は、県内4大学に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科・小児科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。

また、医師が不足している地域への対策については、地域枠医師の配置方針等を定めるキャリア形成プログラムを見直し、こうした地域へ地域枠医師を配置できるよう、県医療対策協議会において検討・調整を続けています。

国に対しては、地域枠の令和6年度入学定員の増加について要望を行い、臨時定員5枠の追加が認められました。引き続き、臨時定員の継続についても、国に要望していきます。

併せて、今後は、限られた医療資源を効率的・効果的に活用する必要があることから、医療DXや遠隔診療の推進、AIやロボット等の最先端のテクノロジーの活用等を含めた、新たな医療提供の在り方についてグランドデザインを提示することを、国に要望しました。

小児救急医療を始めとする救急医療の充実については、主に地域医療介護総合確保基金を活用して推進しています。身近な市町村単位での提供が困難な小児科等の二次救急診療事業の実施に当たっては、更なる基金の活用に向けて、十分な財源配分が受けられるよう国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関として、周産期医療体制及び小児医療体制の充実は不可欠である。特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の充実強化を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、産科医療及び分娩に関する調査により、分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況などの把握を行っています。

また、周産期母子医療センターに対する補助を実施するなど、周産期医療体制の充実に努めています。

さらに、県民が安心して妊娠・出産・子育てが行える環境整備を促進するため、令和5年度から産科・小児医療施設等の開設に係る施設・設備整備に対して補助する事業を実施しています。

＜要望事項＞

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられた各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としても町村と連携し、必要な支援対策を講ずること。

《対応状況》【健康医療局】

市町村の実施するがん検診については、受診率向上に向けて財政措置の拡充を講じるよう、国へ継続して要望しています。

また、県ではピンクリボンライトアップを始めとした受診啓発活動における町村との連携を通して、がん検診の受診率及びがん検診の精度や質の向上を図り、町村を支援していきます。

＜要望事項＞

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することの実現に向け、引き続き国へ要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

《対応状況》【健康医療局】

県では国への要望において、世界保健機関（WHO）が推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期予防接種化を図ること、国における定期予防接種の全額財政措置化について要望しました。

予防接種後に発生した健康被害の救済の手続きについては、国において順次、審査が行われていますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としており、これまで、重度障害者医療費助成制度については、補助率を、政令市・中核市は3分の1、その他の市町村は2分の1としてきました。こうした中、国が「こども未来戦略方針」を策定するなど、県と市町村が一体となって取り組んでいかなければならぬ県政上の喫緊の諸課題があることや、本県財政について、格差解消のための財源確保が可能と判断したことから、令和6年度から、政令・中核市への補助率の格差を解消します。今後も、制度の在り方については、引き続き市町村と協議していきます。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

イ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業に係る費用を国の義務的経費と位置付けるよう国へ働きかけること。当該費用が負担金化されるまでの間については、国の規定補助率と実質補助率との乖離によって町村に過度な負担が生じないよう、十分な財政措置を国へ働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積もることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害福祉サービスのうち訪問系サービスについては、国において負担上限額を設けられており、これを超過した額については、全額が市町村負担となる超過負担が発生することから、本県としても深刻な問題であると認識しています。

そのため、この超過負担に対しては、「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案で、国に上限額の仕組みの見直しを要望しています。

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、市町村地域生活支援事業の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、安定的に必要な経費が確保できる国庫負担

金とするよう国に要望しているところです。

また、県の補助額については国の補助額を基に算定しており、地域間格差を生じさせないよう配分するとともに、速やかに連絡するよう努めます。

＜要望事項＞

ウ 現在、障がい者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるために、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

補聴器の利用による介護予防等への効果について、国の研究等の状況を見ながら、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設への働きかけも含め、県として必要な対応を検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、法定外繰入やその背景にある保険料（税）水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくため、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がされるよう、国に要望しています。

＜要望事項＞

イ 18歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除するなど、子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するとともに、国においてその財政措置を講ずるよう、国へ強く働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料（税）における子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和4年度から実施されています。

子どもの均等割保険料の軽減は、平成30年度の国保制度改革に当たり、財政支援策の一つとして国と地方の協議の中で検討するとしてきた課題であり、今回の制度創設は評価できるものですが、子ども・子育て支援策は、国・地方とも就学児ないし18歳以下の子どもを対象としており、こうした政策の均衡を考えた場合、未就学児までに限定することは問題であると考えています。

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、全国知事会等を通じて、国に対し国の負担により実施することを要望しているところですが、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国へ働きかけすること。

《対応状況》【健康医療局】

当初予算で見込むことができなかつた保険給付費の増加が生じた場合は、償還が必要となる国保財政安定化基金（本体基金）を活用することになりますが、こうした状況が生じないよう、保険給付費の見込みについては、市町村と十分に協議していきます。

なお、償還に際して、国保事業費納付金に激変が生じないようにするため、償還が不要な国保財政安定化基金（財政調整事業）を活用することになりますが、その規模も限られていることから、活用に当たっても市町村と十分な協議を進めています。

また、現在の国保財政安定化基金（本体基金）の規模について、保険給付費の急激な増大に対応できるものとなるよう基金積立に対する財政支援を国に求めていくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険給付費の急激な増大については、国費で負担するよう、同様の状況にある都道府県とも協議しながら、国に対し要望していきます。

＜要望事項＞

エ 子どもや障がい者への医療費助成については、町村単独で補助を行っている場合、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国へ働きかけすること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

＜要望事項＞

オ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き実施するとともに、全額支給するよう国へ働きかけすること。

《対応状況》【健康医療局】

令和5年11月13日付け厚生労働省通知で示された令和5年度特別調整交付金交付基準では、新型コロナウイルス感染症が感染症法上で2類に位置付けられていた令和5年5月7日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間について、市町村が国基準により傷病手当金を支給した場合、その全額を交付するとしたところです。

国は、令和5年5月7日までに感染した被保険者に対する傷病手当金への財政支援は、令和6年度以降も継続するとしていますが、令和5年5月8日以降に感染した場合については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、全国的かつ急速なまん延等を防止する必要性が生じない中で、傷病手当金に対する財政支援を求めるることは困難です。

＜要望事項＞

カ マイナンバーカードと保険証の一体化のための取組みは、国が主体的に実施し、安全性及び利用促進に必要な広報等医療保険者の事務負担が増大しないよう配慮すること。また、一体化に伴うシステムの改修、広報等に要する費用については、その全額を国の責任において負担することを国へ働きかけこと。また、個人の情報が紐づけられるなどといった事案が現に発生していることから、再発防止を徹底す

るとともに、適正な周知を図ること。

《対応状況》【総務局・健康医療局】

県では、マイナンバーカードを含むマイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組を進める上での、医療保険者への負担への配慮については、これまで県内市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合と連名での要望や、全国知事会等を通じて要望しているところですが、今後はシステム改修や広報周知に係る国による財政措置を含め、引き続き機会をとらえて要望していきます。

また、医療保険の加入者情報に、別人の個人番号が紐付けられている等のトラブルについて、まずは国において、点検結果を踏まえ再発防止策を検討した上で、システム改修も含め対策を具体化していくことが必要であると考えています。今後も国の動きを注視しながら、必要な情報について速やかに周知するなど、対応を行います。

＜要望事項＞

(4) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

さらには、令和4年の児童福祉法改正により、町村はすべての妊婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

しかしながら、「こども家庭センター」の設置又は子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な組織体制を構築するために必要とされる統括支援員の配置に係る補助金については、児童人口1万人以上の自治体に限定されていることから、町村においては、統括支援員の確保に大変苦慮している状況にある。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では引き続き、児童福祉司の増員を含め、児童相談所体制整備に努めています。

こども家庭センターにおける統括支援員の配置については、令和5年度までの補助の仕組みが見直され、児童人口1万人未満の自治体についても補助対象とされる方向であると承知しています。

県としては、全ての市町村でこども家庭センターの設置及び統括支援員の配置を推進すため、継続的な財政的支援の実施について、国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されるとのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという課題があるため、これを制度上、別枠措置するよう国へ要望しています。

＜要望事項＞

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体に拡大されています。

また、特別養護老人ホームの居室について、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるよう見直しを行うことなどを、引き続き国に要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、現在の上限設定方法についても、保険者の実情に応じた見直しを行うことを、引き続き国へ働きかけること。また国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

国は上限額の超過は例外的な取扱いであることを踏まえ、令和3年度以降、総合事業の個別協議の運用を見直し、更に令和5年12月27日付けで介護保険法施行令を改正して、個別協議の承認要件を、介護予防効果が高い「総合事業の多様なサービス」又は「一般介護予防事業の新たなプログラム」の導入により、将来の総合事業費の低減に資すると見込まれるものであること等に限定したところです。

この運用の見直しにより、地域の実情とのミスマッチが拡大しないよう、上限額の取扱いについては、個別協議において、地域の実情を十分に勘案するよう国に求めていきます。

併せて、地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業などを通じて、多様なサービスの導入や一般介護予防事業の充実に向けて支援していきます。

なお、国は、個別協議の承認要件については追って通知するとしていることから、国の動向を注視していくとともに、情報が入り次第、速やかに町村へ提供していきます。

＜要望事項＞

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営と介護保険財政に支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保険財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護療養型医療施設の廃止期限が令和5年度末であること等から、第9期計画の基本指針案においては、総量規制の適用除外は継続しないこととなっています。

医療療養病床等からの転換の場合は、今後、国の動向を注視するとともに、市町村の状況等を勘案し、必要な財源支援措置も含め、要望すべきかどうか検討していきます。

＜要望事項＞

オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改革や財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

〔対応状況〕【福祉子どもみらい局・健康医療局】

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」「資質の向上」「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

なお、介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきます。

また、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターの養成研修を行うとともに、地域包括支援センター職員を始めとし、訪問介護員及び在宅医療関係者も含めて、多職種協働の取組についての研修会を開催しています。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、在宅医療を担う医療従事者を十分確保する必要があることから、県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運用する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師向けの研修などにより、在宅医療の担い手となる医師等の育成を図るよう努めています。

看護職員については、看護師等養成所における新規養成に加え、復職支援、離職防止等の定着促進等を推進しているところであり、今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(6) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において、相談窓口となり関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置に向けた取組みが促進されるよう、各自治体の取組段階に応じた個別具体的な支援や、設置後の運営においても、関係機関相互の連携強化を広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

〔対応状況〕【福祉子どもみらい局】

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成30年度から普通交付税措置され、これに加え、令和2年度には、中核機関等で適切な後見人候補者を推薦するための受任者調整会議の開催に必要な経費や市民後見人等の支援を専従で行う相談員の配置に必要な経費に対する国庫補助が創設されました。

県としても、令和3年度から「かながわ成年後見推進センター」において、市町村（中核機関等）の要請に基づき、後見人候補者の検討、選任等の事前検討及び受任者調整を行うなどの業務を新たに位置付け、市町村の体制整備に向けた支援を拡充しています。

今後も関係機関と連携を図り、市町村の中核機関の設置を支援するとともに、設置後の取組状況や課題等を共有し、各中核機関における機能強化を支援していきます。

また、市町村において、地域の実情に応じた専門性・柔軟性を踏まえた適正な人員体制の確保が可能となるよう、引き続き、国の予算措置に関する動向を注視しつつ、必要に応じて国に対し要望していきます。

5 子ども・子育て支援政策の推進

＜要望事項＞

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町村各1/4）の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを行うこと。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

地方単独費用部分については、令和5年4月1日から25.8%から25.6%に引き下げられたところですが、給付費は本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり他の給付費と同じく2分の1を負担すべきであると考えます。このため、県としては、1号認定の子どものみに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に繰り返し要望しています。

また、地域子ども・子育て支援交付金については、引き続き県負担分（3分の1）を補助していきます。

＜要望事項＞

イ 公立幼稚園及び保育園の広域利用の場合、公定価格と利用者負担額との差額は、保護者の居住地町村が、当該幼稚園及び保育園設置町村に負担することになっているので、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、県内市町村間のみならず、県域を越えた広域利用にあたっての課題ともなることから、負担に係る一定のルールを策定するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

地方交付税の算定における基礎数値は、国勢調査を始めとする国の指定統計調査や関係官庁の調査等を用いることとされています。

公立幼稚園等については、学校基本調査規則によって調査した園児数等を基礎数値として算定されますが、広域利用者数については公表数値が存在しないことから、交付税の算定に反映させることは困難です。

しかし、市町村ごとに地域区分が異なり、公定価格に差が生じることは依然としてあることから、実態に合わせた適切な地域区分となるよう、国に対して要望しています。

また、公立幼稚園等の広域利用に係る財政負担について、一定のルールを設けた場合、地域の実情にそぐわないケースが生じることも考えられることから、一定のルールを設けることは困難です。

公立幼稚園等の広域利用に伴う個別の財政負担の調整は、当該市町村間で行うようお願いします。

＜要望事項＞

ウ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とすることを原則としています。

例外的に保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童に限り、無償化の対象としたものと承知しています。

一方で、令和3年度から地域子ども・子育て支援事業のひとつである多様な事業者の参入促進・能力活用事業に、国が定める一定の基準を満たした「幼児教育類似施設」に通う子どもの利用料の一部を給付する内容が追加されたところですが、本事業の趣旨である地域における多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育・保育の無償化の対象となっている認可施設（私立幼稚園の場合月額2.57万円など）との関係にも留意した上で、国の予算編成過程の中で月額2万円として給付額が設定されました。

「幼児教育類似施設」に通う子どもについても無償化と同額の補助とするよう国に働きかけます。

＜要望事項＞

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」は、補助制度を継続すること。

あわせて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費および人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

《対応状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

保育緊急対策事業費補助金のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」については、令和4年度に補助対象の見直しを行いましたが、令和6年度についても引き続き所要額を措置することとなりました。

なお、市町村が保有する施設について、市町村が公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づいて、長寿命化、老朽化対策として改修する際には、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、調整基準単価の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き町村の声に応え、県の予算を確保し、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実を図ることができるように、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

「放課後子ども教室推進事業」については、県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」等に位置付け、実施を促進しており、限られた財源の中で、事業の実施主体である市町村の意向を反映できるよう、積算調整基準の見直しを図っています。

謝金単価等については国の実施要領を根拠とし、これと整合するように改定を行っています。また、箇所当たりの人数等については県独自の基準を設けています。

これは、限られた予算で多くの市町村の事業を支援するためのものです。

県教育委員会は、市町村が継続的に事業を実施できるよう、令和6年度当初予算において予算を増額したところであり、国においても必要な経費の地方財政措置を講ずるよう、県が行う「国の施策・制度・予算に関する提案」や全国都道府県教育委員会連合会の「国の政策並びに予算に関する要望」を通じて、引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(3) 子どもに係る医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。

県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前の6歳までから小学校卒業の12歳までに引き上げを実施しているが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象とすることを継続しているため、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていない。また、県内においては、医療費の助成対象を高校生までに拡充する動きが活発なため、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、対象年齢や所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携し、県主導で実施すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度における所得制限の撤廃や補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

また、県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望しています。

今後も引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 制度改正から15年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることから、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、早期に検討を開始すること。

また、「ひとり親家庭等医療費助成制度」等について、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度に全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねてきた経緯があります。

その検討結果が平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行い、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この見直しは市町村との議論を基に行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

重度障害者医療費助成制度の今後の制度の在り方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を活用し、制度の様々な課題について協議していきます。

なお、県では、ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度については、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により、国の責任において医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 特定治療助成事業において、不妊治療については、一部保険適用とならない治療もあるため、保険適用の拡大または助成制度を存続するよう国へ働きかけるとともに、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県として、必要に応じて、先進医療を含む不妊治療の有効性や安全性を確認し、エビデンスが確認されたもの、安全と認められた治療については早期に保険適用とするなど、さらなる利用者の負担軽減を図ることを国に要望していきます。

なお、県では、市町村が体外受精等に係る先進医療の費用を助成した場合、その2分の1を補助する市町村不妊治療費助成事業費補助を令和6年度に開始します。

また、不育症は検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないとことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

＜要望事項＞

(1) 県内の観光の推進

ア 農林水産業の6次産業化の支援を図るために設立された農山漁村発イノベーションサポートセンターの積極的な支援によって、農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針等や目標の達成と観光資源となるブランド商品の開発・強化により、引き続き、地域の活性化を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

6次産業化の推進については、農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、生産者の実情に応じた相談対応を行うとともに、研修会を実施し、引き続き人材育成や商品開発支援に取り組んでいきます。また、施設整備等が必要な場合には、国の交付金や制度融資などの活用を支援していきます。

＜要望事項＞

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るために、施設整備を行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【国際文化観光局】

観光基盤の充実・強化に向けた施設整備については、財源の確保が図られるよう、県から国に対して、国際観光旅客税の地方自治体への財源措置を講じることを提案しています。

また、全国知事会でも、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう、国に対して提言しています。

県としては引き続き、全国知事会と連携しながら国へ働きかけをしていきます。

＜要望事項＞

(2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、T O I C AエリアとS U I C A首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

J R 御殿場線 I C カードの跨り利用については、様々な機会を通じて国や鉄道事業者に働きかけるとともに、県内全市町村及び関係団体等により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、鉄道事業者に要望していきます。

＜要望事項＞

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入費助成やスマート農業技術の導入について、県補助事業の充実を図ること。また、茶の消費量増加のため、県内全域における茶の地産地消を促進する事業を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

茶の生産に係る農業機械等への支援については、市町村事業推進交付金（農とみどりの整備事業（農業機械整備分））でも栽培管理等に用いる農業機械への補助が可能ですので、検討をお願いします。また、令和5年度からスマート農業技術の導入に対する支援として、スマート農業機器の導入経費に対し補助率3分の1以内での補助を実施しています。

茶の消費拡大については、「かながわブランド」登録品として「足柄茶」の特徴を「かなさんの畠」のホームページなどで発信するとともに、マッチング商談会による商談の機会を提供するなど販売促進に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(4) I C T や A I の導入促進及び支援

I C T や A I の導入について、県は、町村と連携して、積極的に取り組むとともに、自治体への導入支援を引き続き行うこと。また、自治体や事業者による I C T ・ A I の活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

《対応状況》【政策局・総務局】

県では、市町村における課題やニーズを新たに把握し、この結果を基に、情報システム等の共同調達・共同利用について、協働事業化を目指していきます。

また、各市町村における D X を推進するため、令和5年11月から技術相談の実施や D X 総合窓口の設置をしています。

なお、 I C T ・ A I の活用や環境整備に際して、市町村自治基盤強化総合補助金においては、市町村の地方版総合戦略に位置付けられた事業や、協定等を結ぶなど他市町村と連携して実施される事業であれば、補助が可能な場合があります。

＜要望事項＞

(5) 小規模災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図るとともに、県としても、新たな補助制度の創設を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

本県における農地の災害復旧事業の国負担割合は、激甚災害の指定など一定の要件を満たす場合が多く、補助率の大幅な嵩上げにより、近年の事例では、国の補助率94.0%～98.8%と高補助率となっています。

なお、国庫補助事業の要件に満たない1か所の工事費が13万円以上40万円未満の復旧工事においても、農地等小災害復旧事業債による起債の対象となる場合や、国の「日本型直接支払制度」を活用した地域共同の取組において、補修や復旧等が可能となる場合もあります。

さらに、一定要件を満たせば、神奈川県市町村事業推進交付金の農とみどりの整備事業において、受益面積規模の要件なく、緊急に整備が必要な地区として対象となりますので、当該事業の活用を御検討ください。

このように、被災農家の方の負担軽減につなげるための様々な制度があることから、災害復旧事業に係る市町村担当者研修会を実施し、市町村職員等の災害復旧事業に対する知識習得を支援するとともに、被災状況等に応じた支援制度の活用を助言するなど、引き続き、市町村との連携強化に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(6) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

新型コロナウイルス感染症の影響で国内外からの観光客が大きく落ち込み、地域経済も停滞が続いていることから、インバウンド需要の回復も含め、観光地の活性化のため、町村の声に迅速に対応し、実情に応じて必要な支援を行うこと。

《対応状況》【国際文化観光局】

県では、観光振興対策協議会などを通じて町村の意見を聞くとともに、関係団体からのヒアリングなどを通して地域の実情を把握しながら観光振興に取り組みます。

＜要望事項＞

(7) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とする現行体制を見直す考えが検討されており、「衛生管理区分の分割設定」等により鳥の殺処分を鶏舎単位に限定できるようにする「分割管理」の要点整理が進められてきていることから、農場の分割管理の速やかな施行と、その実現のための整備費等に充てられる財政支援メニューの創設等を、国へ働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

農場の分割管理は、1つの農場を飼養衛生管理基準に定義する衛生管理区域や人、物等の動線を分け、分割した後の区域をそれぞれ一つの農場と見なすことで、これにより、特定家畜伝染病の発生時に殺処分の対象を限定することです。

動線の分割に伴う施設整備への支援については、全国知事会を通じて国に要望しています。

また、県は、分割した衛生管理区域の衛生環境の向上のための機器等の整備に取り組んでいます。

今後も、国の方針に基づいて、大規模養鶏場及び関係機関と連携し、衛生管理区域の設定や飼養衛生管理基準の遵守指導等、分割管理導入に向けた取組を進めていきます。

＜要望事項＞

(8) 「建築物として取り扱わないビニールハウス」の取扱いに係る弾力的な運用について

本県では、建築物として取り扱わないビニールハウスの要件が他県よりも厳しく、スマート農業を行うビニールハウスでの農業経営を目指す法人等の参入障壁となっている。魅力ある農業を次代につなぐため、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いをこれまで以上に弾力的に運用すること。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

ビニールハウスについては、住宅や店舗などが近接する場合もある本県において、近隣の住環境への影響なども考慮して、一定の制限を設けています。

農業技術の変化に伴い、県が建築確認を所管する区域では、平成25年に高さ制限及び水平投影面積について要件の見直しを行いました。

しかし、本県において、新規参入を希望する企業等からは、より軒高で大型のハウス設置の要望が出ていることから、安全性を確保するための要件を検討し、対象地域を限定するなど近隣への影響に配慮しつつ、高さと面積の上限については全面的に廃止する方向で早急に取扱いの見直しを行っていきます。

7 都市基盤等の整備促進

＜要望事項＞

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

公共団体施行の補助拡充や新たな補助制度を創設するためには、県の補助制度の変更が必要となります。

しかし、厳しい財政状況を踏まえると、補助制度を変更して県が上乗せ補助することは極めて困難です。

県としては、引き続き、計画的な事業推進を図るための予算確保について、国へ要望するなどの支援をしっかりと行っています。

＜要望事項＞

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 本交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

《対応状況》【県土整備局】

本交付金については、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、地域の特性を踏まえて社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、所要額の確保等を国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、市町村が実施する橋梁・トンネルの修繕や点検に対し、「神奈川県道路メンテナンス会議」において、国と連携して橋梁点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、技術的な支援を行っています。

このほか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターと連携し、市町村の点検業務を一括して発注する支援や橋梁の修繕・補強に関する基本的な考え方などをまとめたマニュアルの作成も行っています。

また、財政面でも国に対して、交付金等の十分な予算措置を講じるよう、働きかけています。

＜要望事項＞

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多い。

そのため、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

町村部における県道の整備については、「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けています。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進していきます。

＜要望事項＞

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

《対応状況》【県土整備局】

国の地域公共交通維持確保改善事業費補助金について、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域公共交通確保維持改善事業について、補助要件の緩和や拡充を図るとともに、十分な予算措置を講じるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要のある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今後も、地域公共交通の維持や確保に向け、引き続き国への要望を行うとともに、地域の課題に対応した交通施策を実現するために、市町村の様々な御意見を伺いながら議論していきます。

＜要望事項＞

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助をすること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っています。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

＜要望事項＞

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、神奈川県生活交通確保対策地域協議会を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について協議を行っています。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としています。

＜要望事項＞

エ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が『地域公共交通確保維持事業』による補助要件として定められたが、特に広域的な路線に係る計画については、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、県として、主体的にその役割を果たすとともに、町村に対して支援を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

地域公共交通の維持や確保については、これまで地域の課題に精通した市町村が主体となって取り組んでおり、県内の多くの市町村で地域公共交通計画の策定を進めていることと承知しています。

国庫補助金に係る国への計画認定申請は、地域公共交通計画を策定した市町村が行うことになりますが、広域的な路線に係る申請については、国や関係市町村、バス事業者など多くの関係者間の協議が必要となるため、市町村の手続きが円滑に行えるよう、引き続き、県がバス事業者からの資料を取りまとめるなど、主体的な役割を果たしていきます。

＜要望事項＞

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等

から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

《対応状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ですが、自治会委託制度も活用しながら、適切な制度運用に努めています。

＜要望事項＞

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き支援されるよう国へ働きかけます。

《対応状況》【環境農政局】

合併処理浄化槽設置に係る財政措置について、県は、県内全域（政令市を除く）を対象に浄化槽の転換に要する経費への補助を行っているほか、県内ダム集水域等においては水源環境保全税を充当して上乗せ補助を行っています。

また、県では、国の循環型社会形成推進交付金の制度改正に合わせ、都度、検討を行い、県補助制度の拡充を図っています。同交付金の継続や補助対象の拡大等については、県では全国生活排水対策連絡協議会を通じて要望しています。

引き続き、これらの補助制度の積極的な活用を促進していくとともに、国の動向を注視しています。

＜要望事項＞

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国へ要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、国の「生活基盤施設耐震化等交付金」の採択基準の緩和など、事業者の現状に即した拡充と必要な財源確保について国に要望しています。

今後も、「生活基盤施設耐震化等交付金」の制度見直しや新たな支援制度の創設について、水道事業者と議論を踏まえながら、国に水道施設更新に係る財政支援策の充実強化が図られるよう、国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

《対応状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているのですが、地方交付税の算定方法について、改善すべき意

見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えていきます。

＜要望事項＞

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成24年度まで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成24年度まで実施され、平成25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、平成25年度限りで制度が廃止されたところです。

これまでの間、高利率の地方債の償還は一定程度進んできていますが、県内市町村は厳しい財政状況にあることから、公債費負担の軽減について、引き続き国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

エ 財政基盤の脆弱な町村は、今後、なお一層の施設の老朽化対策や更新にあたって、国庫補助は必要不可欠であるものの、国の動向として、未普及対策や浸水対策への予算配分が重点的に行われ、改築や更新に係る国庫補助の継続が危ぶまれるため、国庫補助の継続について、引き続き国へ働きかけること。また、これら国庫補助の要件が厳格化しており、人員不足である町村にとって大きな負担となっていることから、要件緩和を含めた柔軟な対応について、国へ働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

下水処理場や管きょ等、これまで建設してきた下水道施設の老朽化対策として、計画的に改築や更新することが不可欠であるため、下水道施設の改築や更新に係る国庫補助の継続について、引き続き国に働きかけていきます。

また、国庫補助の要件については、全国一律ではなく町村においては、要件の導入時期など柔軟に対応することについて、国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

オ 国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少に伴うサービス需要の減少などの課題が山積している状況に鑑み、将来にわたる住民サービスを確保するため適正な財政措置の必要性を国へ求める。また、県においては、令和5年3月に策定した神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画を着実に推進するとともに、町村が抱える課題の解決に向けた必要な支援を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

下水道事業の広域化・共同化の取組を推進するためには、国による十分な予算措置などが必要であり、事業運営の効率化に向けた交付金制度の拡充など、国に働きかけていきます。

また、本県が令和5年3月に策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」では、ハード・ソフトによる21の連携メニューを位置付けており、引き続き、メニューを着実に実行するため、県は関係自治体と連携しながら具体的な検討を進めていきます。

県は、広域的な立場から、自治体間の調整や技術的な助言をするなど積極的に支援していきます。

＜要望事項＞

(8) 公共施設の計画的更新の促進

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、引き続き、効果的な財政支援の拡充を国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

また、国庫補助ではありませんが、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づく施設統廃合事業や施設長寿命化・老朽化対策事業を設けています。

県としてはこうした制度の周知に努めるとともに、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園の整備に係る、町村が活用しやすい新たな補助制度の創設を国へ働きかけること。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

国土交通省の交付金は、国の施策に沿った計画への位置付けなど、様々な要件を満たす必要がありますが、街区公園等規模の小さな都市公園でも活用が可能なメニューがあります。

街区公園の整備に向けた交付金の活用方法などについては、具体的な相談をいただければ、必要な助言や、国土交通省との調整などの対応を行っていきます。

なお、県の補助金として、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

(10) 水源環境保全・再生事業の継続

令和8年度に終期を迎える「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」だが、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を着実に進めるとともに、市町村と連携した水源環境保全・再生施策はすべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要であり、継続性が必要な施策となっていることから、令和9年度以降もこの施策に必要な財源の確保に努め、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援を行うこと。

《対応状況》【環境農政局】

県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしつかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源の在り方も含め、施策の方向性を整理していきます。

8 教育施策の推進

＜要望事項＞

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

教職員定数については、いわゆる義務標準法に基づいて算定しています。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされています。

県教育委員会としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に働きかけていきます。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和6年度においても国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置することとしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。

学習指導員については、児童・生徒の学びの保障の観点からその重要性を認識しており、学習指導員を希望する全ての公立学校に配置するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

＜要望事項＞

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国へ補助率の引上げ等を引き続き働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、令和6年度は、引き続き重点配置校を90校、スクールカウンセラーへの専門的なアドバイス等を行うスクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間208日とするよう所要額を措置しています。

また、県スクールソーシャルワーカーを平成21年度から教育事務所に配置しており、令和6年度は引き続き50名を配置するよう所要額を措置しています。また、週4日勤務し、スクールソーシャルワーカーへの専門的なアドバイス等を行うスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に4名配置し、学校と関係機関との連携により対応できるよう所要額を措置しています。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

＜要望事項＞

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、毎年国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

＜要望事項＞

エ 近年、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性がある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、特別支援教育支援員に係る地方財政措置について、国の補助事業とし、市町村の負担を軽減するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度を目指して、小学校における全学年の35人学級編制が実現される見込みだが、引き続き、中学校まで確実に35人学級編制とするため、早期に同法の改正を行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

中学校の35人以下学級の早期実現について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

＜要望事項＞

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

幼児教育の無償化に伴い制度化された、子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担が生じないよう、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育無償化に係る費用については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

＜要望事項＞

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

《対応状況》【教育局】

県内のキャリア教育推進のため、独立行政法人教職員支援機構主催のキャリア教育指導者養成研修に、令和5年度は県域の小学校の教職員を派遣しました。

また、毎年政令市を含めた4市4教育事務所のキャリア教育担当指導主事によるキャリア教育担当者会議を開催し、国の動向の情報提供や各地区での取組及び今後の課題等について協議しています。

さらに、公立小・中学校の担当者を対象としたキャリア教育研修講座を行い、小・中学校におけるキャリア教育の推進に向けた指導力の向上を図っています。

加えて、学習指導要領におけるキャリア教育の理念を周知するため、小・中学校における活用を想定した教材「かながわ版 キャリア・パスポート」及び教員向け指導資料を作成し、市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、令和3年3月にリーフレットを作成し、各学校に配付しました。

県教育委員会としては、これまでの取組を引き続き実施するとともに、国の動向や先進的な実践校を広く周知するなど、市町村へのキャリア教育の支援ができるよう努めています。

〈要望事項〉

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

「学校施設環境改善交付金」の条件緩和については、国に対して全国都道府県教育委員会連合会や全国施設主管課長協議会などを通じて要望しており、今後も継続して要望していきます。

また、県教育委員会自らも、施設整備事業に係る補助制度の拡充について国に対して要望をしており、今後も設置者の計画事業が円滑に実施できるよう国へ働きかけていきます。

〈要望事項〉

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて、引き続き推進を図ること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、教員定数の改善や英語専科教員の加配定数の充実について、これまで国に要望しており、今後とも機会をとらえて働きかけていきます。

外国語活動等における外国語指導助手（ALT）等については、各市町村が活用しやすいように、財源確保に向けての支援を行うことを全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望してきており、引き続き要望していきます。

また、地域や学校において指導的な役割を果たす小学校外国語教育の中核となる人材の育成を図るため、平成29年度から神奈川大学と連携して、小学校教員に学習指導要領に応じた小学校外国語教育に係る専門的な知識を習得させ、「中学校教諭二種免許状 外国語（英語）」を

取得させる取組を行っています。今後も神奈川大学との連携を図っていきます。

＜要望事項＞

(7) I C T・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、I C T機器を活用した授業等を行っていくうえで、I C T支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、I C T支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

I C T支援員については、4校に1人の割合で配置できる経費として国により地方財政措置をされていますが、G I G Aスクール構想による1人1台端末環境を踏まえると、配置の規模や人材の確保が課題であると認識しています。

県教育委員会としては、希望する学校すべてにI C T支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築するとともに、国にも働きかけを行うこと。

《対応状況》【教育局】

看護師等の配置については、県単独の事業となるため、限られた財源の中では困難です。

なお、養護教諭の定数改善については、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、毎年、国に働きかけています。

＜要望事項＞

(9) G I G Aスクール構想をはじめとしたI C T環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の再整備や整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、I C T環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含めた、端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた交付をするなど、簡単な算定根拠を構築した財政措置を、引き続き国へ働きかけること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、G I G Aスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することを、国に対して要望していきます。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望していきます。

さらに、希望する学校すべてにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

(10)スクール・ロイヤーの配置

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤーの町村配置への支援と、その経費に係る財政的措置を講ずること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会では、令和4年4月から、市町村立学校や、市町村教育委員会からの法律相談等に特化して対応する法曹有資格者をスクールロイヤーとして県教育委員会に配置しています。

また、スクールロイヤーを義務標準法において算定することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

(11)給食材料費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定

物価高騰の影響により、法で定める現在の保育所等の給食費の価格では、食材料費が賄いきれないため、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするためにも適正な公定価格の改定を国へ働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響については、施設型給付費における公定価格で適切に算定するよう、国に要望しています。

＜要望事項＞

(12)医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担措置とすること。

《対応状況》【教育局】

県教育委員会としては、特別支援学校がもつ医療的ケアの専門性を活かし、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修や特別支援学校の看護師の市町村派遣などを通じて、引き続き各市町村教育委員会の医療的ケアを支援していきます。

また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、各学校における医療的ケアの体制整備が求められています。

しかしながら、国においては、市町村が配置している医療的ケアを行う看護師について、学校教育法施行規則により学校職員として位置付けたものの、義務標準法には規定がありません。

そのため、県では、国に対して義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう要望しており、今後も引き続き強く要望していきます。

＜要望事項＞

(13)学校栄養教諭等の配置及び講習の実施

食育の重要性と異物混入防止等、食の安全性を確保する観点から、栄養教諭並びに栄養職員の学校給食単独実施校への国の配置基準を現行の550名以上に1人の配置から、550名より少ない人数でも各校に1人を配置できるよう基準を見直すことを国へ働きか

けること。

また、国の配置基準が完了するまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準により配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭未配置である町村へは、早急に配置すること。

《対応状況》【教育局】

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、限られた財源の中では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

また、学校規模や給食の実施方法に関わらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すことについて、これまでにも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけていきます。

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

＜要望事項＞

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めているところです。

今後とも三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組に努めています。

また、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、必要な調整と支援を行っていきます。

＜要望事項＞

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

三浦半島中央道路の北側区間は、かねてから事業に対する反対が根強い地域があり、そこでは現地調査などに入れない状況となっていました。

こうした中、令和3年7月、町の御協力をいただきながら、地域の意向を確認するためのオープンハウス形式の相談会を開催し、地域の方々の御意向を改めて確認することができました。地域の方々からは、事業に賛成する声があがる一方、「地盤沈下」や、「騒音・振動」といった生活環境の悪化を懸念する声が寄せられました。

そこで、こうした懸念にお応えするため、これまでに地質調査やトンネルの設計を進めてきました。令和4年度末からは、トンネル構造が自然環境に与える影響を予測・評価するための環境調査を実施しています。

今後は、地域の方々に広報誌を配布するなど、調査の進捗状況について周知していきます。

なお、引き続き、自転車が安全かつ快適に通行できるよう、日常のパトロールによる適切な維持管理を行うとともに、破損している箇所などの情報をいただいた場合は、速やかな対応を図っていきます。

＜要望事項＞

(3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。

令和4年度に既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事は完了しましたが、今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

令和4年度に既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事は完了しましたが、今後も、葉山海岸（一色下山口地区）の海岸保全施設及び真名瀬漁港に関する具体的な助言要請があった場合には、丁寧に対応していきます。

＜要望事項＞

(4) 葉山海岸の養浜について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的に養浜等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを強化していただくよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、平成23年度から「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、養浜を主体とした浸食対策を実施しており、令和3年3月には、より効果的な浸食対策を進めるため、計画の改定を行いました。

葉山海岸（一色下山口地区）においては、本計画に基づき、維持的な養浜を実施しており、令和4年度には下山川の河口や周辺に堆積した砂を活用し、浸食が著しい箇所に約850m³の養浜を行いました。

引き続き、令和6年度も本計画に基づき、養浜を実施する予定です。

2 湘南地域要望

＜要望事項＞

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場でもあることから、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核を形成するためにも、さらなる財政的支援について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望します。

《対応状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかりと取り組むことが必要と考えています。平塚市大神地区では、企業立地が進み、令和5年1月にまちびらきを迎える予定です。残る住宅街区について土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について案を作成し、令和5年7月から計4回、地元説明会を、町と合同で開催しました。今後も、地元の皆様と検討を重ねながら、事業計画を策定していく予定です。

この事業計画の検討を深めていく中で、町と県の役割分担について、あるいは、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、駅設置費用やその負担割合についても整理していく形になると考えています。

＜要望事項＞

イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望します。

《対応状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかりと取り組むことが必要と考えています。平塚市大神地区では、企業立地が進み、令和5年

1月にまちびらきを迎えるました。残る住宅街区について土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について案を作成し、令和5年7月から計4回、地元説明会を、町と合同で開催しました。今後も、地元の皆様と検討を重ねながら、事業計画を策定していきます。

この事業計画の検討を深めていく中で、町と県の役割分担について、あるいは、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、駅設置費用やその負担割合についても整理していく形になると考えています。

県としては、町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

町内の生活保護受給世帯は500世帯を超える、町区域として多くの受給者が、相談や申請などで福祉事務所を訪れている。茅ヶ崎支所の本所統合は、町民に多大な影響を及ぼすことが想定され、福祉の低下を招くことになる。また、今後、地域共生社会の実現を目指すにあたっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所設置を強く要望する。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所内に設置した平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所で県が実施しているところですが、福祉事務所サービスがどのように町民に提供されることが望ましいのか、また、町民の利便性の低下を招くものとならないよう関係市町の御意見を伺いながら、慎重に検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。

ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しています。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償や旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度の確立についても国へ要望しています。

＜要望事項＞

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターチェンジから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

については、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インターリンクランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパス二宮インターチェンジの下り線ランプの設置などについては、御要望の趣旨を国等に伝えていきます。

高速道路料金の低減や無料化の実現に当たっては、整備のため借り入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

高速道路の料金については、国において料金制度の在り方などについて検討が行われていることから、国の動向を注視していきます。

〈要望事項〉

(5) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時ににおいては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

については、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパスの擁壁は道路管理者が管理する施設であり、防潮扉の設置については、地下道の管理者である町と道路管理者が協議の上、設置するものと考えており、県としては技術的な助言や国への働きかけなど、町を支援していきます。

なお、国直轄事業における西湘海岸の保全対策については、令和5年1月から突堤の本体工事に着手しており、令和6年3月に完成しました。

今後も事業推進に協力するとともに、砂浜の早期回復が図られるよう、国に事業の加速化を働きかけていきます。

〈要望事項〉

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

二宮町では、町の中心市街地であり、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画において行政機能を集約する区域が、県洪水浸水想定区域の大雨時浸水エリアになっていることで、町民などから危険性を危惧する声が高まっている。

県において新たに葛川水系河川整備計画が策定され、測量や河川の線計・護岸構造の設計等に着手いただいているが、安全性確保のため、引き続き必要な整備を進めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水に対する効果的な対策を講じること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域

の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。

未整備箇所の整備については、平成31年3月に「葛川水系河川整備計画」を策定し、早期の整備に向け、これまでに測量等の調査が完了し、令和5年度は詳細な護岸構造の設計等の検討を進めました。

河川整備に当たっては未整備区間の下流から進めることが原則ですが、下流にはJR東海道本線の橋梁があり、架け替えには多大な時間を要することから、早期の浸水被害の軽減を図る現実的な整備手法の検討などを進めていきます。

また、現在の河道の流下能力を最大限活かすため、パトロールにより土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。

葛川の河口閉塞については、出水がない状態で波浪が続くと閉塞するため、定期的なパトロールや監視カメラにより状況を把握し、堆積が見られる場合には掘削工事を実施しています。

現在、葛川の河口周辺では、西湘海岸の侵食対策事業が国により実施され、河口閉塞対策にも効果があると考えられていますので、その効果も確認しながら、どのような対策が有効か、不動川の河道整備も含め検討していきます。

さらに、整備に当たっては、落差が生じる箇所への魚道の整備や川沿いに遊歩道等の親水施設を設けるなどの具体的な計画について、今後、町の意向も伺いながら、どのような箇所に整備ができるか調整していきます。

＜要望事項＞

(7) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備、渓岸浸食の調査及びそれに基づいた排水断面の確保の実施を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

打越川の砂防指定区間については、未整備区間である若宮橋から上流は、現地の状況を確認し、渓岸侵食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講じるなどの維持管理を実施しています。

今後も、適正な維持管理を行っていきますが、著しく渓岸侵食が進行する等の兆候があれば、水路管理者である町の御協力をいただきながら、早期整備の必要性を含め、対応を検討していきます。

3 足柄上地域要望

＜要望事項＞

(1) 県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路網整備について（中井町）

県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ主要な幹線道路で、災害時の緊急交通路や県西地域の観光拠点への連絡路として重要な役割を担っている。しかし、中井町井ノ口交差点から平塚市土屋靈園入口までの約3.1キロメートル区間は、急勾配かつ道路幅員が狭小なため、カーブ付近での見通しが悪く、大型車同士のすれ違いは困難となっている。また、朝夕を中心に秦野中井インターチェンジ周辺の幹線道路で渋滞が発生しているため、中心市街地へのアクセス利便性の低下や、生活道路への迂回交通の侵入など、生活環境の改善が求められている。

本バイパス道路網を整備することにより、「大規模災害で道路が被災した際の代替ルートの確保など、道路ネットワークの形成」、「渋滞が緩和されることによる周辺の生活環境改善」、「物流の効率化による経済の好循環」などの様々な効果が期待される。

沿道では土地区画整理事業、土地改良事業とも組合等が設立され、事業着手の準備を進めており、着実にまちづくりが進展している。については、今後も事業化へ向けての更なる協力を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

秦野中井インターチェンジ付近の土地改良事業については、要望路線の道路計画が織り込まれていないことから、この事業を進めながら、どのような形で道路計画を考えていけばよいかが、重要な課題であると認識しています。

引き続き、地元の市町で、課題の整理など計画の熟度を高めていただければ、県としても市町の取組に協力していきます。

〈要望事項〉

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

令和元年度より、市町で構成する協議会の要望活動に同行していただくなど積極的に取り組んでいただいており、令和2年度からは大井町・松田町・清川村が加わり、未事業化区間の早期事業化及び整備促進に向けて取り組んでいる。

このようなことから、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、市町村との勉強会や国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して国に要望してきたところで、近年ではより効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町とともに検討し、国への要望に反映してきました。

さらに、令和5年度は、この道路の沿線の企業から開通に寄せる期待などをヒアリングし、こうした企業の声も取り入れながら要望を行いました。

今後も、国道246号バイパスの必要性を更に強く訴えられるよう、沿線市町とともに取り組んでいきます。

〈要望事項〉

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路金子開成和田河原線は、都市計画道路和田河原開成大井線と一体となって、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議、現地の工事等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の

経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道74号（小田原山北）から国道255号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間では、精力的に用地取得を進めるとともに、令和4年度からは、まとまった用地が取得できた箇所から、一部工事に着手しています。

また、JR御殿場線との立体交差部については、鉄道事業者との調整を重ね、令和5年6月に協議が整い、工事に着手したところです。

今後も地元の御協力を得ながら事業進捗に努めていきます。

＜要望事項＞

（4）災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなつた際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応及び防災対策についても併せて要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県道710号（神縄神山）の拡幅要望について、県では「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

当該区間については本計画に位置付けておらず、抜本的な拡幅改良整備を進めることは困難です。

また、土佐原林道の危険箇所の整備については、覚書締結後、林道で対応可能な範囲で順次整備を行う計画としており、現在、覚書に基づき、町と調整しています。

測量・登記事務についても、管理替えに向けて、町と協議・調整しながら進めているところですので、引き続き、速やかな移管に向けて取組を推進していきます。

さらに、令和3年8月13日から15日の大雨で、県道710号（神縄神山）松田町神山地内で道路が崩壊し、通行止めとしましたが、速やかに応急復旧工事を行い、8月28日に交通を開放し、令和5年3月31日に本復旧工事が完了しました。

防災対策については、土砂崩落や落石などの発生が懸念される箇所について、毎年の状況変化を確認し、必要な対応を講じていきます。

＜要望事項＞

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（足柄上郡）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、更に生息範囲も拡大しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。（中井町・大井町・松田町・山北町）

《対応状況》【環境農政局】

対策部会の設置については、県、市町村鳥獣被害対策部局及び被害対策団体等で構成される地域鳥獣対策協議会を活用し、これまで実施してきた鳥獣被害対策としてのヤマビル対策の実施例を含めて、情報提供・意見交換をしていきます。

県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みの構築については、市町村の対策について、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的支援を行うことにより連携が可能ですので、対策の御提案がありましたら御相談ください。

なお、連携した取組の一例として、令和5年度に、相模原市緑区青根地区において、鳥獣を集落周辺に寄せ付けない地域ぐるみの対策を実施する中で、草刈りなどを行うことによってヤマビル防除の効果を高める実証実験を、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的に支援しています。

＜要望事項＞

(イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻醉銃により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻醉銃の手配等で長時間を要し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、有害獣ではないが、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。（大井町・松田町・山北町）

《対応状況》【環境農政局】

鳥獣の市街地出没については、住民に一番身近な自治体である市町村が対応を行うに当たり、県において策定したイノシシ等の市街地出没への対応マニュアルに基づき対応していきます。また、麻醉銃による対応を可能とする事業者等の情報の収集及び提供を市町村に行っており、迅速な対処がされるよう支援しています。

クマの対策については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人身被害を防止するため、市町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲などの対策を速やかに行っていきます。

さらに、令和3年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所について、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ情報提供しています。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、粪などを用いたDNA分析による個体の情報の収集や対策への活用のノウハウについて市町村に技術移転を行っていくことなど、地域で有効なクマ対策がされるように支援していきます。

＜要望事項＞

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町獣友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遜減に向け、以下の事項を要望する。

(ア) 市町村と一体となった捕獲や防護の有効な強化策として、県独自の有害鳥獣捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修事業費補助金を制度化したが、時限的な予算措置ではなく、継続的な事業とすること。（松田町）

《対応状況》【環境農政局】

ヤマビルを媒介するシカの管理捕獲については、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、市町村との連携の下、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

有害鳥獣捕獲奨励補助金及び広域獣害防護柵補修事業費補助金については、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の時限を設定し措置したのですが、この間、被害額は減少するなどの成果はあがったものの、依然として高水準にあることから、今後、効果検証を行うとともに、捕獲がより円滑に進む取組を検討していきます。

なお、イノシシの捕獲において、豚熱対策の一環として防疫対策が求められるようになるなど、捕獲の担い手の負担が増加しているため、捕獲の担い手支援の観点から、令和6年度についてはイノシシを対象とした捕獲奨励補助金を継続していきます。

＜要望事項＞

(イ) 今後、わな獵を始めとした有害鳥獣対策従事者の確保が課題となることは明白であり、県においては農業従事者に限り狩猟資格免許取得のための受験手数料等補助金を農協を通じて支援しているが、その他の捕獲者も有害獣駆除に貢献している実情や個体数半減に向けた捕獲圧強化を推進している状況を踏まえ、狩猟資格免許取得者への補助を市町村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。（中井町・松田町）

《対応状況》【環境農政局】

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農作物被害を直接被っている農業従事者に支援をすることで、対策の効果が高まると考えられることから、狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しています。

免許取得者に対する新たな助成措置は考えていませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めています。

＜要望事項＞

(6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、こここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

本計画の実現に向けては、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施してきたが、関係者の意向を踏まえ本年5月に再開発準備組合の設立に至っており、年度末までに事業の熟度を更に高め、都市計画決定の準備を完了する予定である。県においては、引き続き新松田駅北口・南口駅前広場を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期事業化について要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道711号（小田原松田）の御殿場線アンダーパークの道路拡幅改良事業については、これまでの概略の検討の中では、現状の道路を拡幅するには、通行止めの期間が長くなるなどの課題があります。

そこで、町が検討している駅前の計画等と調整を図りながら、現実的に施工可能な方法について検討を進めるため、令和5年度は、その検討に必要な測量調査等を行いました。令和6年度は、関係機関と調整を行ながら、検討を進めていきます。

＜要望事項＞

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における唯一の公立、且つ、中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、南足柄市を含めても分娩可能な医療機関は非常に少なく（1か所）、安心して出産できる環境づくりが必要不可欠である。

そのような中、小田原市立病院の高度専門医療の充実強化、及び地域のがん診療連携拠点病院として位置づけ、県立足柄上病院が担うがん放射線治療について、同市立病院に集約し、主要な疾患等の医療提供体制の充実強化を進めていくことが、2病院の基本協定に基づく連携・協力の方向性において示された。また、周産期医療においても産科医療機関の状況や医療ニーズを踏まえ、県立足柄上病院が担う分娩について、小田原市立病院に集約する方針が示された。

この方向性が示されたことは、県西地域の医療ニーズ等から一定の理解はするものの、足柄上地域は広範囲なため、小田原市立病院まで自家用車で片道1時間以上かかる地域もあり、安心して出産できる環境にあるとは言い難く、また、今回の2病院の連携・協力に伴う地域

住民の懸念・心配を解消するため、県立足柄上病院の助産師分娩の再開を要望する。また、出産のリスクが高いと予想される場合は、小田原市立病院との連携を図るよう要望する。

《対応状況》【健康医療局】

足柄上病院がある県西地域では、人口減少や高齢化に伴い、分娩数が減少し、分娩機能も縮小を余儀なくされていますが、こうした中でも安心して出産できる環境を確保しなければなりません。

そのため、「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」に基づき、県西地域において、安全で安心な分娩ができる体制を確保するため、出産に伴うリスクにも対応できる小田原市立病院に、令和4年度末で足柄上病院の分娩機能を集約しましたので、県立足柄上病院の助産師分娩の再開は考えていません。

〈要望事項〉

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

酒匂川における洪水対策は、平成29年3月31日に公表された「計画雨量」に基づく対策が進められているところであるが、「想定しうる最大規模の降雨」による洪水の影響は甚大であることを踏まえ、より洪水リスクを軽減するための対策を新たに講じること。

また、酒匂川水系に含まれる支川についても、本川が増水することによる影響を受けることから、支川における洪水対策を充実させること。

《対応状況》【県土整備局】

酒匂川については「かながわの川づくり計画」に基づき、河口から新大口橋までの延長約15kmの区間において、100年に一度の降雨に対応できるよう堤防や護岸の整備を進めており、最上流部の新大口橋付近を除き、概ね整備が完了しています。

残る新大口橋下流左岸の約90mの区間について、令和5年度に完成しました。

また、計画降雨を上回る洪水リスクを軽減するための方策については、河川整備だけでなく、あらゆる関係者による取組を踏まえ、酒匂川流域治水協議会などを活用しながら、流城市町と一緒に検討していきます。

なお、現在、酒匂川の一部の支川について、河川整備計画を策定中であり、その中で本川の影響を考慮していきます。

整備完了までの間については、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めています。

〈要望事項〉

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（足柄上郡）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

老朽化対策の実施においては、まずは健全度を把握する点検を実施することが重要です。国では、橋梁の老朽化対策にかかる市町村への支援の充実を図ってきたところで、こうした

中、点検に際しては、神奈川県道路メンテナンス会議で、道路法によらない認定外道路の橋梁も含め、点検を一括して発注し、コスト縮減を図る制度を創設していますので、御活用ください。

また、県では、道路メンテナンス会議において、国と連携して、橋梁点検などの技術講習会を開催するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、市町村に技術的な支援を行っています。

このほか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターと連携し、橋梁の修繕・補強に関する基本的な考え方などをまとめたマニュアルの作成も行っています。

なお、県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難です。

＜要望事項＞

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

そうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

河川区域内の土地の利用については、河川法に基づき、河川管理上、支障がないものについて、許可を行っています。審査等には、できるだけ速やかに対応していくよう努めています。

＜要望事項＞

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

当該路線は令和元年度及び3年度に被災し、現在、復旧工事を実施しているため通行ができず、災害時の利用に向けた協議も中断している状況である。近年における災害の激甚化も踏まえて、早期の復旧とその後の利用に向けた協議、さらには利用目的を踏まえて現状よりも災害に強い林道としていただくため要望する。

《対応状況》【環境農政局】

林道秦野峠線は、令和元年東日本台風及び令和3年8月豪雨により甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に向けた災害復旧工事と併せて計画的に改良工事を行い、災害に強い林道づくりに努めています。

また、現在中断している災害時の利用に向けた協議の再開に向けて調整していきます。

＜要望事項＞

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正で急行電車が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後さらなる人口増加が見込まれる。

県では交番の統廃合を打ち出したが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた再編成の検討を要望する。

《対応状況》【警察本部】

現在、県警察では、地域警察官の事件・事故等の対応力向上や交番等施設の持続的な機能維持などを目的とした「神奈川県警察交番等整備基本計画」（平成31年3月策定）に基づき、交番等の統合、建て替え等を進めています。

本計画では「交番新設時における交番総数増加の抑制」という方針を示しており、原則、駅、都市等の再開発や人口増加が生じた場合であっても、県内全体の交番総数を増加させずに、近隣交番の移転や統合などによって対応することとしています。

したがって、開成駅前に交番を新設する場合は他の交番や駐在所を統合する必要があり、開成駅を中心とした約2kmの範囲に、管轄の吉田島駐在所のほか、延沢駐在所、福沢駐在所、新松田駅前交番、金田交番などが配置されている状況を踏まえると、現時点における交番の新設は困難です。

今後も県内各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討していきます。

＜要望事項＞

(13) (仮称) 山北スマートＩＣ周辺施設の利活用について（山北町）

(仮称) 山北スマートＩＣは、令和9年度の供用開始に向けて建設が進られているが、現在、町では、令和2年3月に策定した「(仮称) 山北スマートＩＣ周辺土地利用構想」に示された、道の駅山北などのＩＣ周辺既存施設の再整備に向けた検討を進めている。

スマートＩＣが設置されることにより、ＩＣ周辺だけでなく山北町全体への地域振興が期待されることから、昨年度は県の御協力により「(仮称) 山北スマートＩＣ開通に伴う山北町地域振興プロジェクト会議」を設置した。

プロジェクト会議は、町、県、ネクスコ中日本を構成員とし、これまでに道の駅山北、オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備について、検討を進めてきた。

道の駅山北については、本年度から来年度にかけて、県が大規模改修することが決定しているが、今後、町が整備していく「オアシス公園」、「河内川ふれあいビレッジ」については、河川区域内にあることから、整備にあたり多くの制限があると考えている。

このため県においては、引き続き、プロジェクト会議に御参画いただき、周辺施設の再整備にかかる指導・助言をお願いするとともに、スマートＩＣ設置による山北町全体の活性化についてご支援、ご協力ををお願いする。

《対応状況》【県土整備局】

(仮称) 山北スマートＩＣの開通に合せ周辺施設の再整備や利活用による地域振興を図ることは、県としても重要であると考えています。

このため、町が令和4年度に設置したプロジェクト会議に県も参加し、ＩＣ周辺にある「道の駅山北」などの既存3施設の再整備に向けた必要な検討及び調整等を行っているところで、「道の駅山北」については、機能や魅力を高めるため、物販・食堂スペースや休憩施設の改修を行うこととしています。

令和5年度は、「道の駅山北」の改修に係る詳細設計を進め、完了次第、工事を実施していきます。

また、河川区域内の「オアシス公園」や「河内川ふれあいビレッジ」の再整備に当たっては、利用者の安全確保や洪水の流下を妨げないことなどの制約もありますが、町の考えも伺いながら対応していきます。

＜要望事項＞

(14) 新市街地形成に対する支援（開成町）

(仮称) 開成町南部第3地区については、第7回線引き見直しにおいて、良好な住宅地の誘導を図るため、住居系土地利用の検討を行っていく地域として設定しており、現在、市街化編入に向けた検討・調整を進めている。

過去に宅地が整備された開成町南部地区と同様、当該地区においても、雨水の排出先である2級河川仙了川の下流域の整備が進められていないことから、事業区域内に雨水調整池を設ける必要性が見込まれる。

上流域の自治体として洪水対策に懸念を抱かざるを得ないため、「酒匂川水系酒匂川・河

「内川河川整備計画」に基づく河川整備と合わせ、2級河川仙了川の早期整備を要望する。

併せて、当該地区の市街化編入に向けては、県との広範にわたる協議・調整が必要となるため、事業を円滑に進めるための適切な助言及び支援を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

2級河川仙了川については、これまでに時間雨量50mmに対応する護岸整備を順次進めてきました。

未整備の区間については、現在、当面の整備内容を示した河川整備計画の検討を進めており、今後、町の御意見を伺いながら、早期の策定を目指していきます。

また、河川整備計画を策定して河川整備を順次進めるまでには、期間を要するため、引き続き、現状の施設の能力を最大限発揮できるよう、堆積土砂の撤去を行うなど、適切な維持管理に努めています。

〈要望事項〉

(15) 富士山噴火対策の充実強化（足柄上郡）

令和5年3月に改定された富士山火山避難基本計画においては、住民の暮らしを守り地域社会を継続させるため、安全が確保できる場合に限って隣接市町村への避難も採用されている。

同じく令和5年3月に策定された神奈川県富士山火山広域避難指針では、災害対策基本法に基づき、避難を必要とする市町があらかじめ隣接市町または県内外の自治体と避難者の受け入れについて調整・協議を行うことが望ましいとしており、広域避難に係る協議及び避難先の確保は、基本的に市町が行うこととしている。

隣接する複数の自治体が被災する可能性がある火山災害の場合、自治体が個別に広域避難に係る事前協議や避難先の確保をすることは困難である。

山梨県では、令和4年5月に県と県内市町村との間で災害時の広域避難に関する協定が締結された。

神奈川県においても、平成24年に締結した「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を活用・見直すなどし、県の主導による避難先の調整及び広域避難に係る支援体制の構築など、早急な対応を要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局】

富士山噴火に係る広域避難については、富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画を改定するため、「富士山火山広域避難計画検討委員会」を設置して、検討を行っていました。

県民の皆様に富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、令和5年1月に「神奈川県版富士山火山防災マップ」を作成・周知するとともに、火山災害警戒地域に指定された7市町における広域避難が円滑かつ迅速に実施できるよう「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定し、平時や噴火発生時における広域避難先の総合調整を行うこととしています。

今後も、避難対策のさらなる検討を進め、本指針の充実に努めるとともに、避難先の調整を含めた市町村の広域避難計画の策定を支援していきます。

4 足柄下地域要望

〈要望事項〉

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げている。その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなつたことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

《対応状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

この条例の趣旨として、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えていません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該町と十分調整していきます。

＜要望事項＞

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。

引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、平成26年3月までに県警察と連携し、真鶴駅前交差点内の右折帯の滞留スペースの確保やカラーによる路面標示による視認性の向上対策を行い、また、真鶴駅付近の幅の狭い歩道の対策については、平成30年度までに歩道内の側溝蓋を床版化することにより歩行者通行空間の確保を行い、それぞれ一定の改善が図られたものと考えています。

今後、交通の状況を見ながら、さらなる渋滞解消策や一部歩道のない箇所などにおける交通安全対策について、引き続き、町と連携を図りながら検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、国道135号及び県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、事業の進捗を図るため、仮設進入路を設け、同時施工できる区間を増やすなど、早期完成に向け鋭意施工中ですが、現場が急傾斜で施工性の悪いことや、掘削中に巨大な転石が多数発掘され、その対応に時間を要すなど令和4年度までの事業進捗率は、約7割となっています。

本路線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

＜要望事項＞

(4) 足柄幹線林道の舗装等ハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について（箱根町）

足柄幹線林道は、専ら林業活動に利用される林業振興型林道と、生活用等として市町村道的役割を担う地域振興型林道の双方の役割を兼ね備えた併用型林道として、林業従事者のみならず林道沿線の住民等が使用する生活道路としての重要な役割を担っている。冬期の期間は路面凍結による危険性のため、閉鎖期間を設けているとのことであるが、近年路面が凍結する頻度は低くなっている、長期の閉鎖による湯本駅周辺の渋滞に拍車がかかっている状況であることから、凍結が発生したときに限り閉鎖するなど柔軟に対応し、必要最小限の閉鎖としていただきたい。また閉鎖期間にハード面の整備を行っていただいているが、今後においては、県道への昇格を見据えたさらなる整備工事を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

足柄幹線林道は、地元関係車両や沿線施設関係車両等の利用が多いことから、舗装や落石防止施設等は他の路線に比して整備が進んだ状況となっています。また、職員によるパトロールの実施、路面補修や清掃、樹木の剪定など、日頃の維持管理を行って地域振興型林道の安全性の確保に努めています。

現在、当該林道は、冬季においては、路面凍結による交通事故の危険性があるため閉鎖期間を設けていますが、閉鎖期間中に、舗装工事等の改良工事を集中して実施することで、年間を通しての通行止めの期間が短くなるよう努めているところです。

今後、閉鎖期間の短縮については、冬季における気温の変化等（路面凍結状況）を確認の上、路面凍結が見込まれる場合に閉鎖するといった対応がとれないか、その可能性を検討していきます。

また、林道は、主に林業経営や森林管理を目的とした車両の通行が可能なレベルの整備に限られることについて御理解願います。

＜要望事項＞

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、過去に県のスマイル2000万人プロジェクトとして「2車線の仮3車線化」「パーク＆ライド」の対策を試行したが、その効果は限定的であった。かねてより箱根DMOが中心となり混雑解消のソフト対策を進めており、令和3年度からは箱根DMOと交通事業者が連携し、「大涌谷パーク＆ライド」を実施するなどの渋滞対策を継続的に実施しているところである。

コロナの5類変更に伴う国内観光客の増に加え、インバウンドが大幅に回復しており、大涌谷周辺の渋滞もコロナ前の水準に戻っている状況である。県にあっては根本的な渋滞解消策として、火山災害発生時のシェルターを兼ねた立体屋内駐車場の新設や、避難や渋滞回避のために下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局・環境農政局・県土整備局】

大涌谷園地へ向かう県道734号（大涌谷小涌谷）の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ですが、引き続き、町の課題等について伺っていきます。

また、駐車場については、土地所有者が民間企業であり、管理・運営を民間団体が行っているため、県は直接対応することはできませんが、御要望の内容については、「箱根大涌谷園地活性化協議会」等で意見交換するとともに、具体的な計画等の相談が出た際は、必要に応じて環境省とのつなぎ役等の形で協力したいと考えています。

なお、避難対策については、引き続き、箱根山火山防災協議会を通じて、箱根町や関係機関とともに検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設について完成しているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性は依然と高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現について要望する。

《対応状況》【県土整備局】

真鶴港では、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」に基づき整備を進めており、平成28年度には沖防波堤が完成し、平成30年度から地場産業活性化に向けた漁業基地の再整備に取り組んでいます。令和4年度には南漁業基地が完成し、引き続き、北漁業基地の整備に向けて漁業関係者と調整を行っているところです。

残るボートパークや港湾管理・防災施設、その他の施設の整備についても、町の御意見を伺いながら、整備の優先度を踏まえ、順次取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していただくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和3年度に共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

《対応状況》【国際文化観光局・産業労働局】

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域の資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っています。「真鶴の小松石」を始め、地域の資源を活用した中小企業の商品開発等の取組を引き続き支援していきます。

町内に設置された石の彫刻作品や「石の町・真鶴」について、文化・芸術関連イベントを開催する際には県の芸術・文化イベント等の情報を発信するポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」で発信する等、引き続き地元町と連携して、PRできるよう検討していきます。

＜要望事項＞

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸吉浜地区のアクセスには、国道を横断し迂回するルートし

かなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

《対応状況》【県土整備局】

海辺公園と湯河原海岸のアクセスについては、平成27年度から、新崎川の河口部に河川を渡れるように、自然石による飛び石を設置しています。

＜要望事項＞

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県では、土砂災害防止法に基づき、危険箇所等の周知や、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。あわせて、施設整備によるハード対策を進めています。

ハード対策については、住民からの要請が多い、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和5年3月に「神奈川県水防災戦略」を改定し、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図るとともに国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきます。

なお、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市が作成する立地適正化計画等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど一定の要件がありますので、今後、町の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

＜要望事項＞

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道株式会社が「道路運送法」に基づき整備した、いわゆる「私道」です。

湯河原パークウェイを管理運営している伊豆箱根鉄道株式会社の考えを確認したところ、会社経営上、通行料金の見直しなどについては、その減収分の補填が条件であるとのことでした。

まずは、地元町としてどのように対応するのか整理・検討し、県に相談していただきたいと考えています。

＜要望事項＞

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して策定した「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」において、津波・高潮対策に係る海岸保全施設の整備目標を設定していただいているが施設整備のさらなる推進のために次のことを要望する。

ア 防護水準を満たしていない門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の津波遡上による越流対策の整備を進めていただいているが、計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。

《対応状況》【県土整備局】

門川地区の海岸護岸については、令和3年度に嵩上げの工事が完了し、老朽化対策工事についても、令和5年度に工事が完了しました。

また、新崎川の河川堤防についても、海岸護岸の設計を踏まえて、令和4年度から護岸嵩上げ工に着手しています。

＜要望事項＞

イ 海岸へ乗り入れができるスロープが西側に1箇所しか設置されておらず、災害時等に救護活動や避難誘導等海岸利用者の安全を確保することが困難な状態となっていることから、海岸東側にもスロープを設置するための予算を確保し海岸利用者の安全安心に努めること。

《対応状況》【県土整備局】

湯河原海岸（吉浜地区）東側のスロープの設置については、令和5年度から工事に着手しており、可能な限り、早期の完成を目指します。

＜要望事項＞

ウ 海岸の砂は、川からの供給が少なく沿岸流により西から東に流され、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退ってきており、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、砂浜の浜幅確保のため継続的な養浜事業の実施を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

侵食対策については、平成23年3月に策定した「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした対策を実施しています。

また、より効果的な侵食対策を進めるため、令和3年3月に計画を改定しており、湯河原海岸は侵食傾向が続いていることから、養浜を実施することとしました。

今後も、モニタリングを行い、養浜の効果を検証しながら、砂浜の回復に向けて、引き続き取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、その多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、バリアフリー化や温便座化など順次改修工事を行い、利便性や快適性の向上を図るとともに、老朽化が著しい施設については、建て替えなど

も含め景観を損なわないよう適切に維持補修をしている。

そこで県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理をお願いするもの。大涌谷におけるトイレは令和5年度に改修を実施していただけるが、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地、旧街道資料館横の3箇所のトイレについても、引き続き観光客の満足度向上が図れるよう整備を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

旧街道資料館横の甘酒茶屋トイレについては、令和6年度に建替えの設計委託に係る予算を措置しました。また、箱根町園地や元箱根園地のトイレについても、老朽化していることから適宜、補修を行うとともに箱根町の要望等も参考に改修等についても検討し、日常の清掃等の維持管理と併せて、快適で衛生的な施設となるよう努めています。

＜要望事項＞

(13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じその減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したが、将来の同様の事態に備えるために、これまでの対応を検証するよう働きかけること。特に現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を臨時の措置ではなく恒久的措置として創設し、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずるなど、今回の教訓をもとに、今後の備えとしての対応を検討するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

特別減収対策債については、时限の延長及び充当可能な経費の拡大について国に働きかけてきたところですが、令和3年度末で廃止となりました。

しかしながら、災害等が発生した際の市町村の資金繰り対策については、機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている貝毒検査等の各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、かながわブランド登録制度への登録を目指している。登録要件である、広く県内に供給できる出荷体制を構築していくためには現在出荷量では足りないこと、また、岩ガキの生育が遅いという現状があることから、養殖技術に関する支援を要望する。具体的にはクロロフィルα等のプランクトン数の検査や海水温データの提供などの技術的知見に基づく専門的な支援を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

岩ガキの出荷前の検査については、事業者が自主的に実施するものであることも踏まえると、検査費用の補助等の支援は困難であると考えますが、今後も生食用かきの安全性を確保する観

点から、引き続き、事業者からの相談に対する助言、指導等を適切に行っていきます。また、引き続き年間を通じた有毒プランクトンの監視を行うとともに、今後も出荷時期に月1回程度の岩ガキ本体の貝毒検査を実施することにより、岩ガキ養殖の安全安心の確保に努めていきます。

養殖技術については、県が集計している海水温データや、定期的な調査により得られるクロロフィルa濃度のデータを提供することにより、引き続き技術的知見に基づく支援に努めています。

〈要望事項〉

(15) ニホンザルの群れ（T1群）による長年にわたる被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心とし、深刻な生活被害や農業被害を与える。

また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上危険である。サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、すぐに市街地へ戻ってしまい、対策が行き詰まりを見せている状況にあるため、次のことを要望する。

- ア T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。
 - イ 西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。
 - ウ 神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護していくべきかどうか方針を検討すること。

《対応状況》【環境農政局】

T1群の対策については、近年の加害個体捕獲後の群れの動向を踏まえ、令和3年度に県が実施した市街地出没の原因・傾向の分析の結果を対策に生かすとともに、追い上げや加害個体の捕獲を行いながら、県は技術支援を継続し、学識者やNPOなどの協力も得ながら、農作物や地形などを考慮した効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討していきます。

また、西湘地域個体群については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を図るとともに、国の動向等も踏まえ、地域個体群の定義や在り方などを多角的に分析していきます。その上で、T1群としての維持または除去について方針を検討していきます。

〈要望事項〉

(16) 温泉行政に係る専門職の人材育成について（箱根町・湯河原町）

従来より温泉法に基づき、温泉の採取及び利用等の適正が図られ、公共の福祉の増進が維持されている。近年では、「温泉資源」を持続可能な資源として保護する取組みが進められている。

このような中、適切な温泉行政を今後より一層推進するためには、専門性の高い知識と技術が求められる専門職の存在が欠かせないが、この人材育成については一朝一夕とはいはず、町単位では専門職の人材確保は大変難しい状況である。

そこで、温泉行政に係る専門職の人材育成を図ることで、持続可能な温泉資源を次世代へつなげられるよう県がより一層重要な役割を担うことを要望する。

《対応状況》【健康医療局】

県では、温泉行政に係る専門職を配置していませんが、専門的な知識を有する温泉地学研究所等の協力を得ながら、庁内職員間の知識や技術の共有、継承に努めるとともに、市町村への適切な情報共有を行っています。

こうした取組を通じて、温泉源の保護と温泉の適切な利用に努めていきます。

＜要望事項＞

(17) ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について（足柄下郡）

下郡3町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備にあたっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれているため、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを要望する。

また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うことを要望する。

《対応状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

また、県は、ごみ処理広域化に係るブロック別の調整会議に参加し、技術的支援や情報提供を行うこと等を通じて、ごみ処理広域化・集約化の円滑な推進を図るとともに、施設整備における国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充について、市町村の意見等を基に、国に働きかけを行っていきます。

5 愛甲地域要望

＜要望事項＞

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖IC及びさがみ縦貫道相模原ICへのアクセス道路であり、沿線上には道の駅「清川」や宮ヶ瀬湖等の観光地が所在していることから、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には、道路の通行・横断等に支障をきたしており、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

そのような中進められてきた古在家バイパス整備事業については、第1期区間が令和5年3月31日に開通したが、引き続き第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、本路線の村立緑小学校から村立緑中学校にかけての区間においては、路線バスや大型車の通行によりすれ違いが困難となるほどに狭あいであり、学校施設が付近にあることから子どもの通行も多く、大変危険であることから、同箇所の拡幅改良を合わせて要望する。

さらに、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

《対応状況》【県土整備局・警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスの第Ⅱ期区間については、引き続き、村の御協力をいただきながら、地域の御理解を得られるよう、地元調整を進めていきます。

村立緑小学校から村立緑中学校間における道路の拡幅改良については、古在家バイパス整備事業の進捗状況や、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

御要望場所を確認したところ、車両及び歩行者交通量はほとんどなく、現時点では信号機設置の必要性は低いと考えます。ただし、今後、交通実態が変化すれば、信号機設置の必要性を検討します。

＜要望事項＞

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区的山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区的上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

《対応状況》【環境農政局】

地域住民が安心して生活できる地域の実現については、県が実施する治山事業等のハード面の対策と市町村による地域住民への山地災害の危険性の周知や避難対策等のソフト面での対策が不可欠と考えています。

現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では消防広域化の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、重点事業と位置付け、通常よりも高い補助率2分の1で支援しており、広域化実現後であっても、市町村が策定した広域化に関する計画に基づく施設整備等について財政支援をしています。

引き続き、この補助金を通じて、市町が行う消防広域化の取組を支援していきます。

＜要望事項＞

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

携帯電話基地局を県有地に整備する場合の県有財産規則に基づく許可及び自然公園法並びに森林法に基づく許認可については、整備計画の内容に応じて判断します。

また、県道70号線の拡幅改良については、県では「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。当該区間については、本計画に位置付けておらず、抜本的な拡幅改良整備を進めることは困難です。

＜要望事項＞

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

《対応状況》【政策局・県土整備局】

県では、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光消費額の向上を図ることを目的に、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」に取り組んできましたが、今後も登録DMOである公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団や地元市町村との一層の連携を図っていきます。

また、国道412号などからのアクセス機能向上に係る対策等について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めており、具体的な計画が示されれば、御相談に応じていきます。

なお、宮ヶ瀬湖周辺地域や近隣の観光拠点等へのアクセス機能の向上に資するため、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」の新たな取組として、地域における新たな交通システムの実証実験事業について、令和4年度から取り組んでいます。

＜要望事項＞

(6) 県立愛川ふれあいの村体育館の耐震化について（愛川町）

県立愛川ふれあいの村の体育館は、これまで、愛川町の川北、宮本、両向地区（3地区合計：住民2,827人）の広域避難所として位置付けていたが、耐震性に課題があることから、現在は除外しています。

しかしながら、当該地区では、被災者想定人数に対して各指定避難所の収容人数が不足している状態となっており、また感染症拡大予防における分散避難の観点からも安全で安心できる避難場所の確保が課題となっております。

県においては、令和3年度に当該施設の耐震性調査が実施され、令和5年度には耐震補強工事調査及び実施設計が実施されるところですが、再度指定避難所として使用できることが地域住民の安心、安全の観点から必要でありますので、耐震化の実現に向けて、早期に工事着手していただくよう要望いたします。

《対応状況》【教育局】

県立愛川ふれあいの村体育館については、令和3年度の耐震診断の結果、耐震改修を行う必要があることが判明したことから、令和5年度は耐震補強工事の調査・実施設計を行いました。

この設計成果に基づいて、令和6年度当初予算において工事実施に向けた所要額を措置しました。

＜要望事項＞

(7) 県道60号（厚木清川線）の歩行者安全管理（清川村）

村内を通る県道60号（厚木清川線）における、尾崎交差点から御門橋までの区間においては、車両の走行に十分な幅員が確保されているが、見通しが良いこともあり、スピードを上げて走行する車両も多く見受けられる。同区間は、本村小中学生の通学路でもあることから、ガードレールや防護柵等歩行者安全確保の措置を早期に講じられるよう要望する。

《対応状況》【県土整備局】

県道60号（厚木清川）の歩行者の安全対策については、これまで、清川村や関係者と連携し、通学路で対策が必要な箇所に、防護柵や視線誘導標の設置などを行ってきたところです。尾崎交差点から御門橋までの区間についても、村や交通管理者などの関係機関と調整しながら必要な安全対策を検討していきます。

6 水源地域要望

＜要望事項＞

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、委託業者による夏季の土日祝日等のパトロールの実施、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板やダムの放流警報施設の電光掲示板やスピーカーを利用した河川利用者への呼びかけ等を実施しています。

また、原状回復対策として、堤防の草刈りにあわせて清掃を行うとともに、河川区域内に不法廃棄された廃棄物、放置車両等の撤去を実施しており、今後も継続して実施していきます。

併せて、県ホームページ、デジタルサイネージでの広報及びリーフレットの配布などにより、水源地域を守る意識の啓発に努めており、引き続きこうした取組を推進していきます。

＜要望事項＞

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、近年発生している大規模な被害をもたらす台風等によっておこる間伐材の流出によっておこる被害を未然に防止するため、間伐材の搬出が必要であることから、間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的効果が見込まれる事業を対象としています。

間伐材の流通体制の整備については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれるものではないことから補助対象とは困難ですが、間伐材を搬出するための作業路の整備については、水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象としています。また、間伐材の搬出については、間伐材搬出促進事業補助金の対象としていますので、こうした支援により、引き続き間伐材の有効利用を図っていきます。

なお、間伐材の流出防止については、令和2年度から森林整備業務仕様書に伐採後の幹や枝の適切な処理について規定するなど、対応を進めています。

＜要望事項＞

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るために森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

《対応状況》【環境農政局】

造林補助事業は、森林所有者等が自ら森林整備を行った場合に、事業費に対し一定の割合で補助を行う仕組みであり、条件を満たせば実質最大85%の助成を受けることができます。

また、水源地域において、森林所有者と市町村が協力協約を締結した場合には、造林事業補助金に上乗せして補助する制度も整えています。

このような制度により、森林所有者の負担軽減を図っていますので、現時点での補助率の拡充は考えていません。

なお、花粉症に関する関係閣僚閣会議により「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられたことから、必要に応じて事業の見直しや国の補助の導入を検討するなど、適正な補助制度による支援に努めています。

＜要望事項＞

(3) 高度処理型浄化槽の法定検査について（山北町）

浄化槽は、浄化槽法第11条の規定により、年に1回、放流水の水質検査を受けなければならないこととされています。

三保ダム上流域においては、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し高度処理型浄化槽を整備しているところ、当該浄化槽が、高度処理機能を含めて国土交通省の認定を受けた浄化槽であることから、同機能を含めて維持管理をしなければ、同法に基づく検査の指摘対象になる旨、所管の保健福祉事務所からご指導をいただいている。

高度処理機能の維持費は、通常の浄化槽であれば不要の経費であり、高度処理機能を停止させても通常の浄化槽としての水質基準を満たすため、高度処理型浄化槽であっても、高度処理型でない浄化槽と同様の法定検査を実施していただきたい。

《対応状況》【健康医療局】

浄化槽法第13条に基づく国土交通大臣の認定を受けた高度処理型浄化槽である場合、すべての機能を有していることにより構造基準に適合していると認められたものと思われます。法定検査は、当該浄化槽が適正な維持管理により、所期の処理機能が確保されているか否かに着目して実施しています。高度処理型浄化槽である場合は、高度処理装置も含めて適正な維持管理が必要ですので、高度処理装置を法定検査の項目から除外することはできません。